関東信越税理士会
熊谷支部８月例会次第

日時　平成３０年８月９日(木)
午後４時００分～
場所　ホテルガーデンパレス

１．会務報告

(1)６月１４日(木)	支部例会・署との協議会	於　ホテルガーデンパレス
(2)６月１４日(木)	支部総会	於　ホテルガーデンパレス
(3)６月１８日(月)	熊谷青色申告会通常代議員総会	於　マロウドイン熊谷
(4)６月２０日(水)	本会定期総会	於　パレスホテル大宮
(5)６月２１日(木)	熊谷支部執行部と熊谷地域役員との協議会	於　酒蔵はっかい
(6)６月２６日(火)	熊谷間税会定期総会	於　ホテルガーデンパレス
(7)６月２６日(火)	大里地域税政協議会定期総会	於　ホテルガーデンパレス
(8)７月１１日(水)	朝霞支部創立３０周年記念式典	於　朝霞市民会館ゆめぱれす
(9)７月１１日(水)	支部総務部会	於　甲子園第二球場
(10)７月１８日(水)	関東信越税理士会埼玉県支部連合会第６３回定期総会	於　パレスホテル大宮
(11)７月３１日(火)	正副支部長・署との協議会	於　熊谷税務署
(12)７月３１日(火)	正副支部長・地域長会議	於　支部事務局
(13)８月　８日(水)	大里地域税政協議会主催懇親会	於　ホテルガーデンパレス

２．会務予定及び連絡事項

(1)研修会
　日時　８月９日(木)午後２時００分～４時００分
　場所　ホテルガーデンパレス
　内容　税政改正
　講師　本庄支部　松本純一先生

(2)例会・署との協議会
　日時　８月９日(木)午後４時００分～
　場所　ホテルガーデンパレス

(3)納涼会
　日時　８月９日(木)午後５時００分～
　場所　ホテルガーデンパレス

(4)南部地区委員会
　日時　８月１０日(金)
　場所　廣川

(5)西部地区委員会
　日時　８月１７日(金)午後６時００分～
　場所　大衆割烹　伍

(6)北部地区委員会
　日時　８月２０日(月)午後６時００分～
　場所　満る岡

(7)中央地区委員会
　日時　８月２２日(水)午後６時００分～
　場所　いづみ寿司

(8)深谷地区委員会
　日時　８月２２日(水)午後６時００分～
　場所　埼玉グランドホテル深谷

(9)大里地区委員会
　日時　８月２４日(金)午後６時００分～
　場所　富義

(10)三者懇談会・組織委員会・懇親会
　日時　８月２８日(火)午後４時００分～
　場所　ホテルガーデンパレス

(11)東部地区委員会
日時　８月２９日(木)午後６時３０分～
場所　徳樹庵 熊谷銀座店
(12)正副支部長・署との協議会
日時　８月３１日(金)午後４時００分～
場所　熊谷税務署
(13)正副支部長・地域長会議
日時　８月３１日(金)午後４時４５分～
場所　支部事務局
(14)県北地域全税共業務推進協議会
日時　９月７日(金)午後４時３０分～７時００分
場所　ホテルガーデンパレス
(15)東京一日研修
日時　９月１１日(火)
場所　国会見学研修・皇居参拝コース・GINZA SIX他
(16)県連野球・ソフトボール大会
日時　１０月４日(木)午前９時００分～
場所　大宮けんぽグラウンド

３．その他の協議報告事項

４．熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

５．支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会
石坂哲也（平成３０年７月２５日登録　深谷地区）
〒366-0052　深谷市上柴町西５－１２－６　税理士法人T&S 灰野税理士事務所
TEL ０４８－５７２－０８８３　FAX ０４８－５７３－０７０５
小島　広（平成３０年７月２５日登録　南部地区）
〒360-0112　熊谷市樋春９７５－３
TEL ０４８－５３６－３４２２　FAX ０４８－５３６－３４２２

６．次回例会予定

場所　ホテルガーデンパレス
日時　９月７日(金)　午前９時３０分～
バス　午前９時１０分　熊谷駅南口・市役所発

７．次回研修予定

場所　ホテルガーデンパレス
日時　９月７日(金)午前１０時４５分～１２時４５分
内容　「税理士のための健康講和」Ⅱ
講師　国際中医師　木津　学先生
単位　３単位（署との協議会を含む）

８．支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス　http://www.kumazei.or.jp
＊ 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

ｅ－ｔａｘ・Ｌ－ｔａｘの利用を推進しましょう。

埼玉県税理士協同組合
組合員各位

平成３０年８月吉日

埼税協熊谷地域
地域長　山崎　浩成

県北地域全税共業務推進協議会開催について

拝啓　盛夏の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は県北地域の埼税協組合活動に対し、温かいご指導ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。さて、例年開催しております県北地域（秩父、本庄、行田、熊谷）の業務推進協議会を本年も下記のとおり開催することとなりました。

このキャンペーンは、埼税協の根幹をなす全税共事業の最も重要な業務であり、関係生保各社にとりましても、このキャンペーンにかける期待は大きいものがあります。

今年も昨年の優秀な実績を上回る成果を残せるように県北４地域組合員と関係生保各社との協力関係をさらに強固なものにしたいと考えております。

つきましてはご多忙中とは思いますが、万障お繰り合わせの上、是非ともご出席いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

開催日：平成３０年９月７日（金）

時　間：協議会・懇親会　午後４時３０分～７時００分

場　所：ホテルガーデンパレス（送迎バス　午後４時発　熊谷駅南口より）
住所　熊谷市佐谷田３２４８
TEL　０４８－５２５－７７７７

会　費：無料

議　題：第３３回全税共全国統一キャンペーンについて

※なお出欠については、８月２４日（金）までにＦＡＸにてご回答ください。
ＦＡＸ　０４８－５２１－９６１２（熊谷支部事務局）

平成３０年９月７日の全税共業務推進協議会に　出席　欠席　します。

お　名　前

平成３０年８月９日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長　寺 山 智 久
副支部長　福 島 泰 彦
地域長　山 崎 浩 成
支部国保長　相 馬 広 明
研修部長　中 村 武 司

税理士会36時間規定研修

平成３０年度支部研修会のご案内

拝啓　残暑厳しい今日このごろですが会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時　平成３０年９月７日（金）午前１０時４５分～１２時４５分（例会終了後）
場所　ホテルガーデンパレス
内容　「税理士のための健康講話」Ⅱ
講師　国際中医師　木津　学先生
対象　税理士会会員及び職員
バス　午前９時１０分に下記の２カ所よりバスが発進します。
　　熊谷市役所付近　　熊谷駅南口
単位　３単位(署との協議会を含む)

資料準備の為、８月２４日（金）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要　　ＦＡＸ ０４８－５２１－９６１２

平成３０年９月７日の支部研修会出席人数は

会員　　名　　事務所職員　　名　　合計　　名

会員事務所名

埼税協熊谷地域８月例会

平成３０年８月９日（木）

（会務報告）

平成 30 年 6 月 19 日（水）大同生命　県北４地域合同業務推進会議
１６：３０～　キングアンバサダー熊谷

平成 30 年 6 月 27 日（水）埼税協通常総代会・埼税共栄会定期総会
１３：３０～　清水園

平成 30 年 7 月 5 日　（木）日本生命　熊谷地域業務推進会議
１７：００～　ガッポリーニ熊谷

平成 30 年 7 月 13 日（金）朝日生命　熊谷地域業務推進会議
１７：００～　ＬＩＧＡＲＥ

平成 30 年 8 月 8 日（水）全税共業務推進協議会
１５：３０～　清水園

（会務予定）

平成 30 年 8 月 23 日（木）大同生命との県北推進会議
１７：００～　マロードイン熊谷

平成 30 年 9 月 7 日（金）県北ブロック全税共業務推進会議
１６：３０～　ホテルガーデンパレス

以上

地域役員名簿

地域名　熊谷

職　名	氏　　名
地域長	山崎　浩成
副地域長 (3名以内)	寺山　智久　　森戸　裕　　高岡　洋
地域幹事 (地域部門担当)	(総　　務)　水野　敦史
	(経　　理)　渡辺　保
	(購　　買)　森戸　裕
	(福利厚生)　中村　文男
	(金　　融)　福島　繁夫
	(教育情報)　林　　正浩
	(全 税 共)　吉田　貴之
	(福祉共済)　福島　泰彦
	(広　　報)　小林　賢一郎
地域監事	椛沢　邦夫

各省庁新着情報（租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについての一部改正、相続税法基本通達等の一部改正、福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表）について（周知依頼）

支部長　各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の3点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1．国税庁「『租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて』の一部改正について（法令解釈通達）」

国税庁ホームページにおいて標記改正の法令解釈通達が掲載されました。
詳細は下記国税庁ホームページをご確認ください。

- 国税庁「『税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて』の一部改正について（法令解釈通達）」
  → https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/kaisei/0018007_022/01.htm

2．国税庁「相続税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」

国税庁ホームページにおいて標記改正の法令解釈通達が掲載されました。
詳細は下記国税庁ホームページをご確認ください。

- 国税庁「相続税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」
  → https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sisan/sozoku/kaisei/1806xx/index.htm

3．厚生労働省「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」

厚生労働省より福祉用具について、平成30年10月から貸与価格の上限設定等を行われるため、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限が公表されました。
詳細は下記厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

- 厚生労働省「福祉用具重要なお知らせ」
  → https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html
- 厚生労働省「介護保険最新情報　Vol.663」（pdfファイル）
  → https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/122.pdf

平成３０年７月２７日
総合企画部長　大西　勉

総合企画部　国際小委員会からの周知依頼（『新輸出大国コンソーシアム』の取組・『国際戦略トータルプラン』に基づく具体的な取組状況・EPA 活用セミナー・最新海外事情レポート）について

支部長　各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の 4 点について、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1．『新輸出大国コンソーシアム』の取り組みについて

新輸出大国コンソーシアムは、日本企業の海外展開を支援する全国のあらゆる支援機関が結集し、海外展開にご関心をお持ちの中堅・中小企業の皆様へワンストップの支援サービスを提供しております。

具体的な取り組み等の詳細については下記のホームページをご確認ください。

● 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「新輸出大国コンソーシアム」

→ https://www.jetro.go.jp/consortium/

2．国税庁「国際戦略トータルプランに基づく取組方針」

平成 28 年 10 月に公表されました国際戦略トータルプランに基づき平成 29 年 12 月に取組方針・具体的な取組状況について国税庁より発表がございました。

詳細については、下記の国税庁ホームページをご確認ください。

● 国税庁「国際戦略トータルプラン－国際課税の取組の現状と今後の方向－」

→ http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm

3．EPA（経済連携協定）の活用セミナーの開催について

経済産業省委託事業 EPA 相談デスクの初心者向け EPA 活用セミナーが開催されます。

上記セミナーの東京会場については受付を終了としておりますが、事前申込制のインターネットを利用した LIVE 配信も行っております。

詳しくは下記の EPA 相談デスクホームページをご確認ください。

● 経済産業省委託事業 EPA 相談デスクホームページ

→ https://epa-info.go.jp/

4．タイ進出企業が直面する国税還付金遅延問題（タイ）について

日本商工会議所のトレンドボックスにて、最新海外事情レポートが配信されました。

タイに進出している日系企業に対して行われた、景気動向調査におけるタイ政府への要望事項の上位に上がる「法人税など税制の運用改善」についての内容となります。

詳しくは下記の日本商工会議所ホームページをご確認ください。

● 日本商工会議所【最新海外事情レポート】タイ進出企業が直面する国税還付金遅延問題（タイ）

→ https://www.jcci.or.jp/news/trend-box/2018/0611092056.html

平成３０年６月２８日

総合企画部長　大西　勉

各省庁新着情報（平成３０年分の路線価、社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞FAQの更新、相続税の申告書等の様式一覧（平成30年分用）、良く分かる消費税軽減税率制度（平成３０年７月）、中小企業経営承継円滑法の申請様式一覧）について（周知依頼）

支部長　各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の５点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

１．国税庁「平成３０年分の路線価」が公表されました。

国税庁より平成30年分の路線価図等が公開されました。この財産評価基準は、平成30年１月１日から12月31日までの間に相続、遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税及び贈与税の財産を評価する場合に適用します。詳細は下記国税庁ホームページをご確認ください。

● 国税庁「財産評価基準書」

→ http://www.rosenka.nta.go.jp/

２．国税庁「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞FAQ」が更新されました。

国税庁より社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞FAQ（平成30年６月29日現在）が公開されました。詳細は下記国税庁ホームページをご確認ください。

● 国税庁「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞FAQ（平成30年６月●日現在）」

→ https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/FAQ/index.htm

３．国税庁「相続税の申告書等の様式一覧（平成30年分用）」が掲載されました。

国税庁ホームページに相続税の申告書等の様式一覧（平成30年分用）が掲載されました。
詳細は下記国税庁ホームページをご確認ください。

● 国税庁「相続税の申告書等の様式一覧（平成30年分用）」

→ https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h30.htm

４．国税庁「良く分かる消費税軽減税率制度（平成３０年７月）」が掲載されました。

国税庁ホームページにリーフレット『良く分かる消費税軽減税率制度（平成３０年７月）』が掲載されました。　詳細は下記国税庁ホームページに掲載されましたpdfファイルをご確認ください。

● 国税庁「軽減税率制度とは（リーフレット等）」

→ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01.htm

５．中小企業庁「中小企業経営承継円滑法の申請様式一覧（事業承継税制の特例措置の前提となる認定）」が掲載されました。

中小企業庁ホームページに中小企業経営承継円滑法の申請様式一覧(事業承継税制の特例措置の前提となる認定)が掲載されました。　詳細は下記中小企業庁ホームページをご確認ください。

● 中小企業庁「中小企業経営承継円滑法の申請様式一覧（事業承継税制の特例措置の前提となる認定）」

→ http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.htm

平成３０年７月５日
総合企画部長　大西　勉

平成30年7月豪雨における国税の申告期限等の延長について（周知依頼）

支部長　各位
（副送信：会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、県連事務局、支部事務局）

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、「平成30年7月豪雨」において被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

国税庁では、平成30年7月豪雨の発生に伴い、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域を対象に国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長する措置を講じております。

また、今回の豪雨により被災された方については、上記の地域外に納税地のある方であっても、災害により申告・納付等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限の延長を受けられます。

詳細については以下の国税庁ホームページをご確認ください。

● 平成30年7月豪雨に関するお知らせ

→ http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0709.htm

・ 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等の延長について

→ http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/pdf/0018007-083_01.pdf

・ 「平成30年7月豪雨」により被災された納税者の国税に関する法律に基づく申告・納付等の期限の延長について

→ http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/pdf/0018007-081.pdf

・ 「平成30年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分」、「平成30年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分」の振替納税をご利用の皆様へ

→ http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/pdf/0018007-088_01.pdf

ご多用の折、大変恐縮ですが、急を要する情報でもあることから支部会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

平成３０年７月２０日
総合企画部長　大西　勉

日時　平成30年8月9日（木）
16時30分～
場所　ﾎﾃﾙｶﾞｰﾃﾞﾝﾊﾟﾚｽ

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1　支部長あいさつ

2　税務署長あいさつ

3　税務署からの連絡事項

（1）税務署職員の担当について　（総務課）

別添1「平成30事務年度　熊谷署職員名簿」参照

表中の◎は総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官、○は課長補佐・連絡調整官・総括上席を表しております。

（2）税理士業務のセルフチェック表を活用した実態確認について　（総務課）

国税局・税務署では、皆様のご理解・ご協力のもと、税理士業務の執行状況についての実態確認を実施しております。

対象の方には、事前にセルフチェック表を送付いたしますので、執行状況を点検していただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

（３）関東信越国税局管内における主な広域運営について　（総務課）
別添２「平成30事務年度における広域運営等対象署一覧表」参照

別添２の資料は、今事務年度の関東信越国税局管内における広域運営対象署の一覧です。

熊谷署の右側各欄に記載されておりますのが、広域運営を担当する署となり、それぞれの担当者は、熊谷署に併任発令され、熊谷署の職員として調査等にお伺いしますので、ご承知おきください。

具体的には、総合特別国税調査官であれば大宮署の担当者が熊谷署の職員として調査等にお伺いいたしますので、ご承知おきください。

（４）社会人経験者採用試験（国税調査官級）について　（総務課）
別添３「三十代からの公務員」参照

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く社会人経験者を募集しております。

申込み方法など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

（５）ｅ－Ｔａｘにおけるメッセージボックスセキュリティ強化について　（総務課）
別添４「平成31年１月からのメッセージボックス確認画面イメージ」参照
別添５「メッセージボックスセキュリティ強化後の電子納税の流れ」参照
別添６「個人納税者に係る「申告のお知らせ」の転送設定について」参照
別添７『委任関係がある税理士への「申告のお知らせ」転送の流れ』参照

イ　メッセージボックスセキュリティ強化について

（イ）メッセージボックスの閲覧

現状、個人納税者・法人納税者にかかわらず、ｅ－ＴａｘのＩＤ・パスワードでｅ－Ｔａｘシステムにログインすれば、ｅ－Ｔａｘのメッセージボックスに格納された全ての情報を閲覧できる状況です。

しかし、セキュリティ対策の観点から、平成31年１月以降、個人納税者に係るｅ－Ｔａｘのメッセージボックスのセキュリティを強化し、当該メッセージボックスの閲覧については、原則として電子証明書が必要となります。

なお、電子証明書を読み込ませずにログインした場合、メッセージの件名は全件確認が可能であり、従来からｅ－ＴａｘのＩＤ・パスワードのみで利用が可能な①所得税徴収高計算書の提出、②納付情報登録依頼、③納税証明書の交付請求（税務署窓口での交付分）の３手続に係るメッセージについては閲覧が可能です。

具体的なメッセージボックス確認画面イメージについては別添４「平成31年１月からのメッセージボックス確認画面イメージ」を参照願います。

（ロ）電子納税

現状、電子納税に関して、メッセージボックスに格納された受信通知から手続を開始していることから、メッセージボックスセキュリティ強化により、電

子証明書を所有していない個人納税者が受信通知を閲覧できず、電子納税ができなくなる可能性があります。

このため、電子証明書を所有していない個人納税者が、平成 31 年１月以降も引き続き電子納税が可能となるよう、別添５「メッセージボックスセキュリティ強化後の電子納税の流れ」のとおり対応を予定しています。

ロ　個人納税者に係る「申告のお知らせ」の転送設定について

現状、個人納税者に対し、毎年１月下旬頃に、予定納税額等を記載した「所得税、消費税及び贈与税の確定申告のお知らせ」（以下「申告のお知らせ」という。）をメッセージボックスに格納しているところ、平成 31 年１月以降、「申告のお知らせ」を確認するためには個人納税者本人の電子証明書が必要となります。

しかし、税理士等に代理送信を依頼している個人納税者は電子証明書を所有していない場合が多いと考えられ、その場合は個人納税者において「申告のお知らせ」を確認できず、税理士等の業務にも支障が出るおそれがあります。

このため、個人納税者が自身のｅ－Ｔａｘのメッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を、個人納税者が指定する税理士等のメッセージボックスに転送することを設定できる機能（以下「転送設定」という。）を開発しています。

①　転送設定のイメージ（別添６「個人納税者に係る『申告のお知らせ』の転送設定について」参照）

②　転送設定に係る各手続の流れ（別添７『委任関係がある税理士への「申告のお知らせ」転送の流れ』参照）

なお、納税者が委任する税理士等を登録する作業部分については、国税庁において仕様公開を予定しており、ベンダソフトが対応することが前提になりますが、税理士等が普段使用しているソフトを利用して、納税者に代わって転送設定を行うことが可能となります。

（６）消費税の期限内納付指導等について　（管理運営部門）

別添８「消費税納付チェック表」参照

期限内納付指導につきまして、日ごろからご協力をいただきありがとうございます。

税務署では、消費税の滞納未然防止を最重要課題の一つとしてとして取り組んでおり、その一環としまして、「消費税納付チェック表」の提出をお願いしているところでございます。チェック表の提出につきまして、引続きご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、期限内完納が困難な場合は、可能な限り期限内に納付いただき、残金につきましても早期に納付するよう、指導をお願いいたします。

やむを得ず分割納付等を希望される場合には、納付計画等を作成した上で、早期に徴収部門へ納付相談等を行うよう、ご指導をお願いいたします。

また、消費税の滞納の未然防止には、計画的な納税資金の積立てが有効であることから、関与先に対する、毎月の納税資金の備蓄や、任意の中間申告制度の利用につきましても、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

（7）個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告について　（管理運営部門）

・申告書の発送日　平成30年7月30日（月）
・申告期限及び納期限　平成30年8月31日（金）
・口座振替日　平成30年9月27日（木）

関与先等に対しまして、納期限及び振替日の周知をお願いいたします。

（8）一般取引資料せんの提出依頼について　（管理運営部門）

・発 送 日　平成30年8月1日（水）
・提出期限　平成30年9月3日（月）
・提 出 先　関東信越資料センター

関与先から問い合わせ等がございましたら、提出についてご協力いただけますようご指導をお願いいたします。

また、取引件数が多い場合などにつきましては、光ディスクによる提出のご検討をお願いいたします。光ディスクによる提出方法等は文書に同封してお送りしておりますパンフレットのほか、関東信越国税局ＨＰにも掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、資料せん等の提出に当たっては、資料センターあての返信用封筒を同封しておりますので、ご利用ください。

（9）換価の猶予について　（徴収部門）

別添リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」参照

国税庁ホームページ掲載場所

○　パンフレット・手引き ＞ その他・・・猶予の申請の手引とリーフレット
○　申請・届出様式 ＞ 納税証明・納税手続き・・・申請書等

税務署では期限内納付が困難な方に対し、猶予制度の説明を行っております。

平成 27 年４月から「申請による換価の猶予制度」新設され、猶予申請される方が増えてまいりました。

別添リーフレットに申請要件、メリット、提出する書類等が記載されています。

顧問先から納税が困難であるとの相談がありましたら、「申請による換価の猶予」についてご指導いただきますようお願いします。

（10）平成30年度訪問個別記帳指導について　（個人課税部門）

税理士会熊谷支部の先生方のご協力により、平成30年7月から12名の納税者に対し、訪問による個別記帳指導を実施していただいているところです。例年に引続き税務支援に関するご協力に対し、この場をお借りして感謝申し上げます。

(11) 相続税申告のｅ－Ｔａｘ対応について　（資産課税部門）

国税庁では、納税者利便の向上と行政事務の効率化を図る観点から、平成31年相続開始分の相続税申告書についてｅ－Ｔａｘによる提出を可能とすることとしております。

なお、ｅ－Ｔａｘにより提出可能とする申告書の様式やイメージデータにより送信可能とする添付書類、具体的な機能等につきましては、現在、検討を進めているところであり、今後、詳細が決まり次第、国税庁ホームページ等で公表することとしております。

(12) 消費税の軽減税率制度の広報・周知のお願いについて　（法人課税部門）

別添９「平成31年（2019年）10月１日から消費税の軽減税率制度が実施されます。」参照

別添10「軽減税率制度対応準備のためのチェックリスト」参照

① 関与事業者への制度周知・準備指導

経理処理の方法や商品管理、レジ等の導入の補助金申請に係る事項などを別添９「平成31年（2019年）10月１日から消費税の軽減税率制度が実施されます。」を配付していただき、関与先の状況に応じた具体的な指導には、別添10「軽減税率制度対応準備のためのチェックリスト」を利用願いします。

② 税務署主催（共催）説明会の開催日程及び相談窓口の周知

関与先事業者等に対して、税務署等が開催する説明会の日程が国税庁ＨＰに掲載されておりますので、関与先への周知に活用願います。

添付書類

1「平成30事務年度　熊谷署職員名簿」
2「平成30事務年度における広域運営等対象署一覧表」
3「三十代からの公務員」
4「平成31年1月からのメッセージボックス確認画面イメージ」
5「メッセージボックスセキュリティ強化後の電子納税の流れ」
6「個人納税者に係る「申告のお知らせ」の転送設定について」
7「『委任関係がある税理士への「申告のお知らせ」転送の流れ』」
8「消費税納付チェック表」
9「平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。」
10「軽減税率制度対応準備のためのチェックリスト」

リーフレット

○「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」

4　県税事務所からの連絡事項

○ 平成30年度個人事業税定期課税について

5　熊谷市役所からの連絡事項

（1）生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」について
（商工業振興課）

別添「中小企業の設備投資を支援します！」参照

（2）固定資産税償却資産の特例措置について　（資産税課）

別添「償却資産申告書（償却資産課税台帳）記載例」参照
別添「償却資産（固定資産税）申告の手引」参照

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
② 納税について誠実な意思を有すると認められること
③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。**
- **財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国税庁

申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
③ 担保提供に関する書類
④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。
なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
・担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができると認められる期間に限られます。
なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

・分割納付計画のとおりの納付がない場合
・猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

● **申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。**
「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。

● **国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。**
国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

平成29年9月

平成３０年度個人事業税定期課税について

H30. 8. 9 埼玉県熊谷県税事務所

８月１日付けで納税通知書を発送しますので、納期内納税に御協力をお願いいたします。

納税通知書発付件数	2,281 件（前年比+1.0％）
※うち 344 件（15.1％）が新規（前年比−6.3％）	
調定額	341,306,200 円（前年比+1.8％）
第１期納期限：	**８月３１日（金）**
第２期納期限：	**１１月３０日（金）**

納税は金融機関のほか、コンビニエンスストア（税額が 30 万円以下の納付書に限る。）でも行えます。また、インターネットバンキング、ＡＴＭなどのペイジー納付も可能です。

安全・確実・便利な**口座振替**の利用につきましても、御協力をお願いいたします。

※定期課税分の口座振替利用率　36.1％（前年比▲0.1ポイント）

（熊谷市）

中小企業の設備投資を支援します！

平成３０年６月６日に施行された「生産性向上特別措置法」において、今後３年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例が講じられます。

新規取得設備の固定資産税が最大３年間ゼロになります

※その他、計画に基づく事業に必要な資金繰りの支援（信用保証）や一部補助金における優先採択（審査時の加点）の支援措置があります。

■固定資産税の特例について

1　対象事業者等

資本金１億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）。

※先端設備等導入計画認定の対象となるのは、市内で設備投資を行う中小企業等経営強化法第２条第１項の中小企業者

2　対象計画

年平均３％以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（詳細下記）が対象

3　対象設備

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】
- ◆機械装置（１６０万円以上／１０年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（３０万円以上／５年以内）
- ◆器具備品（３０万円以上／６年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（６０万円以上／１４年以内）

4　固定資産税の減免期間

平成３０年６月７日から平成３３年３月３１日までの間に、市の認定後に計画に基づき設備を取得してから最大３年間

5　事前必要書類等

市に先端設備等導入計画の認定申請する前に、工業会証明書及び経営革新等支援機関の確認書を取得する必要あり（工業会証明書が間に合わない場合、申請後の提出も可能）。

固定資産税の特例について（スキーム図）

＜工業会等の確認内容＞

○一定の期間内に販売が開始されたモデルであること

○生産性向上（年平均１％以上）要件を満たしていることの確認（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）

＜経営革新等支援機関の確認内容＞

○先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均３％以上向上するかについて確認

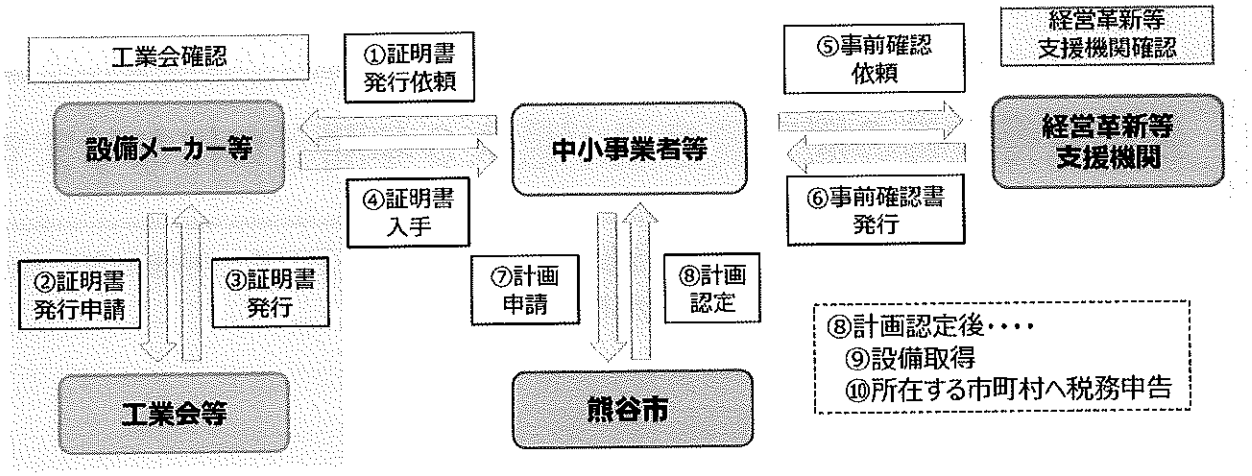

※経営革新等支援機関　例）商工会議所、商工会、地域金融機関、士業等の専門家　等

優先採択の対象となる補助金一覧

本制度に基づき固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者等について、その点も加味した優先採択を行います。対象となる補助金は以下となります。各補助金の公募時期等の詳細情報や問い合わせ先等については、各補助金のHP等をご覧ください。

補助事業名	概要
ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（ものづくり・サービス補助金）	中小企業が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備投資を支援
小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等を行う取組を支援
戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン補助金）	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT補助金）	中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援

※生産性向上特別措置法の詳細については、中小企業庁ホームページをご参照ください。

＜お問合せ先＞　熊谷市　産業振興部　商工業振興課　企業立地係
電話　０４８－５２４－１４７０（直通）
〒360-8601　熊谷市宮町二丁目４７番地１（市役所７階）

裏面 図等：中小企業庁チラシより引用

県下最高水準の支援制度　平成３０年4月　対象業種拡大！

熊谷市はあなたの企業を応援します！

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例

【奨励内容】

事業所新設等奨励金	固定資産税相当額を操業後３年度分交付 （新エネルギーに係る環境関連企業並びに本社機能の移転については５年度分交付）
雇用促進奨励金	雇用開始後１年経過時点での市民の新規雇用常用従業員１人当たり正規雇用の場合５０万円、非正規の場合20万円を１回交付（限度額３千万円） さらに２年間（計３年）継続した場合正規雇用に限り1人当たり２０万円を1回交付（限度額2千万円）
従業員転入促進奨励金（企業に交付）	市内転入した正社員１人当たり１０万円を１回交付（限度額1千万円）
従業員転入奨励金　（社員に交付）	市内転入した正社員に対して２０万円（金券）を1回交付
太陽光発電設備設置奨励金（出力 10k W 以上）	出力１kW 当たり３５万円を１回交付（限度額５百万円）
太陽熱温水器設置奨励金（集熱面積 15㎡以上 ）	集熱面積１㎡当たり１５万円を１回交付（限度額５百万円）
雨水利用設備設置奨励金（貯留量 5㎥以上）	貯留量 1㎥ 当たり５万円を１回交付（限度額５百万円）
緑化推進奨励金 （緑地面積 200㎡以上：法令等の要件を超えた部分 ）	緑地の設置に要した費用の額の２分の１を１回交付（限度額１千万円）
埋蔵文化財発掘調査奨励金	発掘調査に要した費用の額の２分の１を１回交付（限度額１千万円）

【奨励金対象業種】

統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める以下の産業

○建設業　○製造業　○情報通信業　○運輸業、郵便業　○卸売業、小売業

（小売業については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域内及び中心市街地を除き、物品等を保管することを目的とする事業所に限る。）

○サービス業

（自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）建設・鉱山機械整備業、電気機械器具修理業及びコールセンター業に限る。）

【新設】○農業、林業（※対象は農業のみ）

（農業保険法（昭和２２年法律第１８５号）第９８条第１項第７号に規定する施設園芸を行うものに限る。）

【新設】○宿泊業、飲食サービス業（※対象は宿泊業のみ）

（旅館、ホテルに限り、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項第４号に掲げる営業を営むものを除く。）

【新設】○医療、福祉（※対象は医療のみ）

（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院又は１０人以上の患者を入院させるための施設を有する同条第２項に規定する診療所に限る。）

【奨励金交付の要件】

1 平成２３年4月1日以降に事業を開始する事業所に係る土地や建物を取得又は賃借すること

2 取得の場合は（1）、（2）、（4）のいずれかを、賃借の場合は（2）、（3）、（4）のいずれかを満たすこと

（1）投下固定資産の合計額が5000万円（その区域が中心市街地である場合にあっては、3000万円）以上であること

（2）事業所の敷地面積が2000㎡以上又は床面積が1000㎡（その区域が中心市街地である場合にあっては、100㎡）以上であること

（3）新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計額が１月当たり２０万円以上であること（その区域が中心市街地である場合に限る）

（4）コールセンターであって、常用従業員が50人以上の規模であること

3　製造業の事業所については、市と公害の防止に関する協定を締結していること

【手続きについて】

事業所の事業開始の日の翌日から起算して３０日以内に指定事業者の申請を行ってください。

記載例（申告書類①）

受付印

平成31年1月15日
埼玉県熊谷市長あて

平成31年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード

第二十六号様式（提出用）

所有者	1 住所（又は納税通知書送達先）	熊谷市宮町2丁目47－1（電話 048-000-XXXX）	3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認
			4 事業種目（資本等の金額）	機械部品製造加工（8000万円）	9 増加償却の届出
					10 非課税該当資産
	2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	○×機械 株式会社 代表 熊谷太郎（屋号 ）印	5 事業の開始年月	1950年5月	11 課税標準の特例 有
			6 この申告に応答する者の係及び氏名	熊谷次郎（電話 048-XXX-0000）	12 特別償却又は圧縮記帳
					13 税務会計上の償却方法 定率法
			7 税理士等の氏名	筑波三郎（電話 ）	14 青色申告

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）
1 構築物	45,678,901		890,123	46,569,024
2 機械及び装置	456,789,012	34,567,890	123,456,789	545,677,911
3 船舶				¥0
4 航空機				¥0
5 車両及び運搬具	5,691,356			5,691,356
6 工具、器具及び備品				¥0
7 合計	508,159,269	34,567,890	124,346,912	597,938,291

資産の種類	評価額（ホ）	決定価格（ヘ）	課税標準額（ト）
1 構築物	29,273,776	29,273,776	29,273,776
2 機械及び装置	162,961,850	162,961,850	56,789,012
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具	284,567	284,567	284,567
6 工具、器具及び備品			
7 合計	192,520,193	192,520,193	86,347,355

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① ② ③
16 借用資産	貸主の名称等
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有
18 資産について	
19 異動事項	異動年月
20 備考（名称・住所変更・添付書類等）	

埼玉県熊谷市

記載例（申告書類②）

平成31年度
種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者コード

所有者名

1枚のうち1枚目

第二十六号様式別表一（提出用）

行番号	更新の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準の特例 率	コード	課税標準額	増加事由	摘要
01	1		太陽光発電設備	1	H	26	1	45,678,901	17	0.873	28,446,852			28,446,852		
02	1		入口拡幅工事	1	H	30	9	890,123	15	0.929	826,924			826,924		
03	2		↓							0.						
04	2									0.	↓					
05	2		マシニングセンター	1	H	30	12	123,456,789	7	0.860	106,172,888	0		0		別紙15(47)
06			↓							0.						
07										0.	↓					
08										0.						
09										0.						
10										0.						
11										0.						
12										0.						
13										0.						
14										0.						
15										0.						
16										0.						
17	5		クレーン	1	H	4	9	2,345,678	7	0.720	117,283			117,283		
18	5		フォークリフト	1	S	52	5	1,000,000	4	0.562	50,000			50,000		
19	5		クレーン	1	S	60	7	2,345,678	7	0.720	117,283			117,283		
20										0.						
			小計					597,938,291			192,520,193			86,347,355		

埼玉県熊谷市

記載例（申告書類③）

※非課税又は特例該当資産がある場合のみ提出

納税義務者コード	

平成31年度 非課税（特例）該当資産申告書

平成31年1月15日

（提出先）
熊谷市長　あて

住所　熊谷市宮町2丁目47-1
氏名又は名称　○×機械株式会社　㊞
代表者氏名　熊谷太郎

下記の償却資産は、地方税法（地方税法本法附則）第15条第47項に規定する非課税（特例）資産に該当しますので、申告します。

記

資産区分	資産の名称等	数量	耐用年数	取得年月 年号	取得年月 年	取得年月 月	取得価額（十億 百万 千 円）	備考（※特例の場合は特例率）
2	マシニングセンター	1	7	H	30	12	123456789	最初の3年間特例率0

受付

（注意）
● 非課税・特例の適用を受ける場合、その資産が該当となる旨の分かる書類を添付してください。
□ 官公庁の許可書や受理書、提出書類の写し（全ページの添付は必要ありません。）
□ 仕様書・カタログ（非課税資産に該当する場合）
□ その他（　　）

上記「生産性向上特別措置法」に基づく特例措置の場合
添付書類：① 市が発行する「先端設備等導入計画に係る認定書」（写）
② 先端設備等導入計画に係る認定申請書一式（写）
③ 工業会が発行する「生産性向上要件証明書」（写）

平成３０年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

埼玉県熊谷市

本市税務行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となり、償却資産を所有されている方は、毎年１月１日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただくこととなります（地方税法第３８３条〈固定資産の申告〉）。

つきましては、当冊子を御参照いただき、同封いたしました償却資産申告書等に必要事項を御記入の上、下記提出期限までに御提出をお願いいたします。

Ⅰ	償却資産の申告について	ページ	Ⅲ	償却資産の評価について	ページ
1	申告していただく方	2	1	償却資産の評価と課税について	9
2	提出する書類	2-3	Ⅳ	その他	
3	電算処理 (eLTAX) により全資産申告をされる場合	3	1	非課税及び課税標準の特例とされる資産について	10
Ⅱ	償却資産のあらまし		2	「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」について	10
1	償却資産の範囲について	4-5	3	虚偽の申告及び不申告について	11
2	償却資産の主な種類について	5	4	実地調査のお願い	11
3	業種ごとの主な償却資産の例	6	※	申告書の書き方	12-15
4	建築設備の家屋と償却資産との区分について	7	※	減価残存率表	16
5	テナント等が取り付けた家屋の付帯設備（特定付帯設備）の課税について	8			
6	リース資産と納税義務者	8			

提出期限：平成30年1月31日（水）

※期限近くは、窓口が混雑しますので、お早めに提出していただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、申告書を郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は切手を貼った返信用封筒を同封してください。

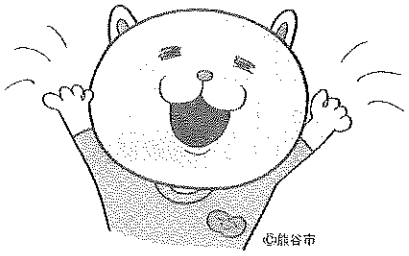

市の公認キャラクター
ニャオざね

〈提出先・お問合わせ先〉
熊谷市役所総務部資産税課家屋係
〒360－8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
電話048（524）1111（内線）252,253,370

Ⅰ　償却資産の申告について

１申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、毎年１月１日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第３８３条（固定資産の申告）の規定により、毎年１月１日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

２　提出する書類

◎初めて申告される方……全資産を申告してください。

対象者	①平成 29 年１月２日から平成 30 年１月１日までの間に、新たに熊谷市内で事業を始められた方（リース資産を設置した場合も含みます） ②その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	平成 30 年１月１日現在、熊谷市内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の「18 資産について」欄の「資産なし」を○で囲んで提出してください。

◎前年度までに申告されている方……増減した資産について申告してください。

対象者	前年度（平成 29 年度）までに申告されている方
対象資産	平成29年1月2日から平成30年1月1日までの増加及び減少資産（ただし、平成30年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについてはこれを含めてください）（下の例を参照）
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	①年中に増加及び減少資産がなかった場合は、申告書右下の「18 資産について」欄の「増減なし」を○で囲んで提出してください。 ②法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないように御注意ください。（下の例を参照）

＊電算処理 (eLTAX) により全資産申告をされる方は、３ページをご覧ください。

（例） 1年決算法人で、決算日が９月３０日の場合

過年に取得した資産でも
未申告の資産は申告の対象

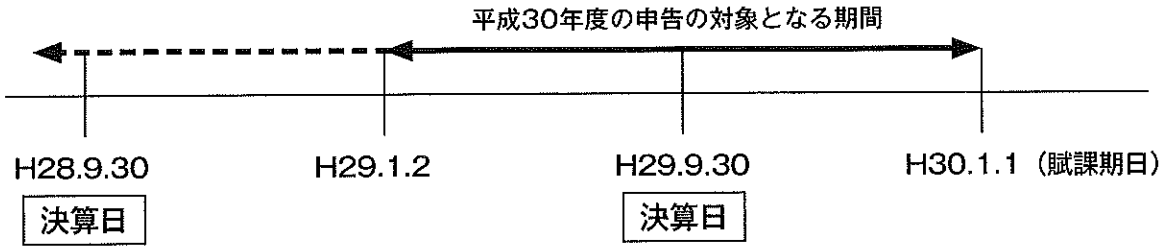

提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書（増加・全資産）	種類別明細書（減少）※	備　考
初めて申告される方	資産所有	○	○（全資産）		
	資産なし	○			申告書中の「18資産について」欄の「資産なし」を○で囲む
前年度までに申告されている方	①取得・移動による受け入れ・未申告資産がある場合	○	○		
	②売却・減失・移動・修正	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	増減なし	○			申告書中の「18資産について」欄の「増減なし」を○で囲む
	廃業・解散・転出	○		○	申告書中の「19異動事項」欄の該当事項を○で囲み異動年月を記入
	電算申告をしている方	○	○（全資産）	○（減少がある場合）	

・熊谷市が送付した明細書を使用する場合は、12ページ以降の記入例をご覧ください。

※種類別明細書（減少）については、同封しておりません。

3　電算処理（eLTAX）により全資産申告をされる場合

償却資産申告書	①全国統一様式（第26号様式）により、記載事項の全てを記載してください。 ②所有者コード、評価額（ホ）欄、決定価格（へ）欄及び課税標準額（ト）欄について、必ず記載してください。
種類別明細書（増加資産・全資産用）	①必ず全資産を申告してください。（資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。） ②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。 ③全資産について、評価額を記載してください。 ④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。（特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、御協力をお願いします。） ⑤評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。 ⑥改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区別して申告してください。

eLTAX（電子申告）による申告……http://www.eltax.jp
eLTAXを御利用される場合は、必ず評価額、決定価格、課税標準額の御記入をお願いします。

Ⅱ　償却資産のあらまし

1　償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当します。

(1)　次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

①　簿外資産（償却済資産を含む）

②　建設仮勘定で経理されている資産

③　耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産

④　遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）

⑤　未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）

⑥　決算期以後１月１日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

(2)　少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合（平成11年1月1日以後に取得した資産）	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合（平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産）	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により３０万円未満の減価償却資産（合計額３００万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合、申告対象となります。

(3) 申告の対象とならないもの

① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
⑤ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。）
⑥ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。）
⑦ 法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が２０万円未満のもの。（平成２０年４月１日以後契約分）

2 償却資産の主な種類について

資産の種類		細目（例）	
第1種	構築物	土地に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 ＊詳しくは7ページ【4建築設備の家屋と償却資産との区分について】を御参照ください。
		建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）ブルドーザー、パワーショベル等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬送設備	クレーン、コンベアー等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備等
第3種	船舶	モーターボート等	
第4種	航空機	ヘリコプター等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの。）、構内運搬車等	
第6種	工具、器具及び備品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具等	

3　業種ごとの主な償却資産の例

業　　種	課税対象となる主な償却資産
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲食店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他
理容業・美容業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット）、各種キャビネット、待合室用いす、その他
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建築業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」、「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）、その他
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備、その他
自動車修理業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー、その他
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジヤー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、その他
金属加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、その他
不動産貸付業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、共同住宅の附帯設備（駐車場、門、フェンス、植栽、外構など）、その他
駐車場業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置、その他
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、農業用器具、その他
印刷業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

4　建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。（次ページ【5テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について】を参照してください。）

・附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

区分	家屋に含めるもの （固定資産（家屋）評価基準にあるもの）	家屋に含めないもの （償却資産となる可能性のあるもの）
電気設備	・電灯コンセント配線設備 ・蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ・出退表示設備 ・呼出信号設備 ・自動車管制装置 ・盗難非常通報装置 ・電話配線設備 ・電気時計配線設備 ・屋根材一体型ソーラーパネル	・自家用発電設備 ・受変電設備 ・ネオンサイン ・スポットライト、投光器 ・家屋と分離している屋外照明設備 ・分電盤より外側の配線 ・電話機、電話交換機 ・親時計、子時計 ・中央監視装置 ・LAN配線 ・太陽電池パネル（屋根材一体型ソーラーパネルを除く）
給排水衛生設備	・給水設備（受水槽を含む） ・排水設備 ・中央式給油設備 ・衛生設備	・屋外給水管、屋外排水管 ・配管のない瞬間湯沸器 ・独立した煙突、給水塔
ガス設備	・ガス設備（配管、バルブ、ガスカラン）	・メーターより外側の配管
空調設備	・空調設備 ・冷暖房設備 ・換気設備、換気扇、天井扇	・ルームエアコン
運搬設備・清掃設備	・気送管設備 ・事務用ベルトコンベアー設備 ・エレベーター ・小荷物専用昇降機 ・エスカレーター ・窓ふき用ゴンドラ	・工場用ベルトコンベアー ・垂直型搬送機
特殊設備	・固定椅子 ・金庫扉	・取り外しの容易な簡易間仕切り ・夜間金庫 ・機械式駐車場
屋外設備	・鉄骨等の非常階段 ・ポーチ ・テラス	・自転車置場 ・簡易物置

＊一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5　テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けた家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

附帯設備（建築設備）の家屋と課税区分及び納税義務者について

	取　付　者	附帯設備	課税区分	納税義務者
①	家屋所有者 （ビル賃貸業）	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 （ビル賃貸業）
②	家屋所有者 （ビル賃貸業）	受変電設備	償却資産	家屋所有者 （ビル賃貸業）
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

6　リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 （所有権移転外ファイナンス・リースなど）	× （申告不要）	○ （資産の所在する市（町村）へ申告）
売買にあたるようなリース資産	○ （自己の資産として申告必要）	× （申告不要）

※平成１９年度の税制改正により平成２０年４月１日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成２０年４月１日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース資産で取得価格が２０万円未満のものは申告対象外です。

Ⅲ　償却資産の評価について

1　償却資産の評価と課税について

(1)　納税義務者

賦課期日（毎年１月１日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2)　価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額×減価残存率（前年中取得のもの）
前年前に取得した資産	前年度評価額×減価残存率（前年前取得のもの）

＊減価残存率については 16 ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価残存率を乗じて計算します。

２年目・３年目…と計算して得た評価額が取得価額の５/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の５/100に相当する額を評価額とします。

計算例

〔評価額の算出方法〕（概算）

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	平成 30 年度評価額
舗装路面 （コンクリート敷）	29.9	2,700,000円	15年	2,700,000円 ×0.929（減価残存率･前年中取得） =2,508,300円（平成30年度評価額）
ルームエアコン	28.11	500,000円	6年	500,000円 ×0.840（減価残存率・前年中取得） =420,000円（平成29年度評価額） 420,000円×0.681（減価残存率・前年前取得） =286,020円（平成30年度評価額）

(3)　税額の計算方法

課税標準額（1,000円未満切り捨て）※ × 税率（1.4%） ＝ 税額（100円未満切り捨て）

※課税標準額とは熊谷市内に所在する資産の価格（課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの）の合計です。

(4)　免税点

課税標準となるべき額の合計が、１５０万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

Ⅳ　その他

1　非課税及び課税標準の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法第３４８条の規定により、非課税となるものがあるほか、地方税法第３４９条の３及び附則第１５条の規定等による課税標準の特例制度があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、第２６号様式別表１《種類別明細書（増加資産・全資産用)》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

課税標準の特例資産の例

資産の種類	適用法令・条項	関係法令	特例割合
ガス事業用資産	地方税法第349条の3第3項	ガス事業法	最初の5年1/3 その後の5年2/3
経営力向上設備等に該当する一定の機械及び装置	地方税法附則第15条第43項	中小企業等経営強化法	最初の3年1/2

（税制改正等により変更となる場合があります。）

2　「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置)」について

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律の施行により、固定資産税の特例措置に関して、市町村の判断により特例割合を条例で定めることができるようになりました。

この「わがまち特例」の対象となる資産がある場合には、第２６号様式償却資産申告書（償却資産課税台帳）の備考欄および第２６号様式別表1《種類別明細書（増加資産・全資産用)》の摘要欄に特例のあることを記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

課税標準の特例資産（わがまち特例）

資産の種類	具体的な対象資産例	特例割合	特例施設の設置時期
自家消費型太陽光発電設備	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー等	最初の3年 2／3	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日までの間に設置されたもの
汚水または廃液処理施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置等	1／3	平成26年4月1日～ 平成30年3月31日までの間に設置されたもの
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	1／2	平成26年4月1日～ 平成30年3月31日までの間に設置されたもの
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニングに係る活性炭吸着装置	1／2	平成26年4月1日～ 平成30年3月31日までの間に設置されたもの

（税制改正等により変更となる場合があります。）

３　虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第３８６条及び熊谷市税条例第７５条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第３８５条の規定により罰金等を科せられることがありますので、御注意ください。

なお、中告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税（最大５年間）となりますので、御注意ください。

＜熊谷市税条例より抜粋＞

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第７５条　固定資産の所有者（法第３８６条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第７４条又は法第３８３条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

２　前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

３　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき期限は、その発付の日から１０日以内とする。

＜地方税法より抜粋＞

（固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪）

第３８５条　前３条の規定によって申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

４　実地調査のお願い

地方税法第４０８条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いします。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、過年度（最大５年間）に遡及することもありますのであらかじめ御承知おきください。

※太陽光発電設備について

太陽光発電設備を設置された方で以下の課税対象に該当する場合は償却資産の申告が必要です。ただし、個人（住宅用）の余剰売電であっても発電出力が１０kw 以上のものは課税の対象となります。

	全量売電	余剰売電
法人	課税対象	課税対象
個人（事業用）	課税対象	課税対象
個人（住宅用）	課税対象	課税対象外

申 告 書 の 書 き 方

(1) 申告の方法

○ 統一様式の用紙による申告をお願いいたします。

○ 電子計算機処理による全資産申告の場合は、賦課期日現在における全資産を資産の種類ごとに取得価額、評価額、決定価格及び課税標準額について申告してください。また、明細ごとに申告する場合は増加資産、減少資産及び修正のある資産について申告してください。

(2) 償却資産申告書の書き方

① 申 告 書

第二十六号様式（提出用）

受付印

平成　年　月　日

埼玉県熊谷市長あて

平成　年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード

所有者

1 住所（ふりがな）① 又は納税通知書送達先　（電話　）

2 氏名（ふりがな）② 法人にあってはその名称及び代表者の氏名　㊞　（屋号　）

3 個人番号又は法人番号 ③

4 事業種目（資本等の金額）　（　百万円）

5 事業開始年月 ④　年　月

6 この申告に応答する者の係及び氏名 ⑤　（電話　）

7 税理士等の氏名　（電話　）

8 短縮耐用年数の承認　有・無

9 増加償却の届出　有・無

10 非課税該当資産　有・無

11 課税標準の特例　有・無

12 特別償却又は圧縮記帳　有・無

13 税務会計上の償却方法　定率法・定額法

14 青色申告　有・無

資産の種類	⑥ 取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年前に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

⑦ 15 市内における事業所等資産の所在地 ①　②　③

16 借用資産 ⑧（有・無）　貸主の名称等

17 事業所用家屋の所有区分　自己所有・借家

18 資産について（該当するものに○）　増減なし　資産なし

19 異動事項 ⑩　休業・廃業・解散・市外転出　異動年月　年　月

20 備考（名称・住所変更・添付書類等）

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価額 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

埼玉県熊谷市

① 1 住所

法人の場合は、納税通知書等の送付先、個人の場合は、所有者の住所を記入し、ふりがなをつけてください。住所が違っていた場合は、訂正してください。

② 2 氏名

法人の場合は、その法人名・代表者の氏名を、個人の場合は、所有者の氏名・屋号を記入し、ふりがなをつけてください。氏名が違っていた場合は、訂正してください。

③ 3 個人番号又は法人番号

個人番号又は法人番号を記入してください。

◆**個人事業主の場合**（太陽光パネル設置者、アパート経営者等）

申告書に個人番号を記入し、下記のものを添付、提示のうえ申告をお願いします。

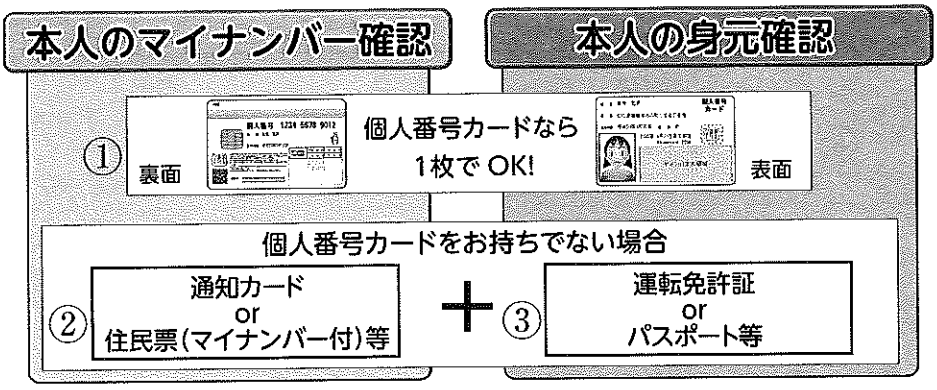

【郵送で申告書を送付する場合】

①または②、③のコピーを添付

【窓口に本人が直接お持ちいただく場合】

①または②、③を提示

【代理人を通して申告する場合】

①または②のコピー、委任状および代理人の身分を証明するもの

【使者による提出の場合】

（書類の訂正等の権限を持たず、郵便配達員と同様に届けるだけの委任）

①または②、③のコピーを添付

※使者の場合、書類の訂正、追記、記載内容に関する質問への応答などは不可。

◆**法人の場合**

申告書に法人番号の記入をお願いします。

④　5　事業開始年月

事務所又は事業所の事業開始年月を記入してください。

⑤　6　この申告に応答する者の係及び氏名
　　7　税理士等の氏名

この申告の内容について応答のできる方の氏名及び電話番号を記入してください。

⑥　取　得　価　額

前年中に増加資産・減少資産があった場合は、それぞれ取得価額を記入してください。

⑦　15　市内における事業所等資産の所在地

熊谷市内における資産の所在地を記入してください。なお、2か所以上の場合は、それぞれの所在地を記入してください。

⑧　16　借用資産

借用資産がある場合は、貸主を記入してください。

⑨　18　資産について

「昨年までに申告された償却資産の明細書」と比較して異動がない場合には「増減なし」を○で囲んでください。熊谷市内に償却資産を所有していない方は「資産なし」を○で囲んでください。

⑩　19　異動事項

「休業」、「廃業」、「解散」及び「市外転出」された場合は、該当項目を○で囲み、その年月を記入してください。

② 種類別明細書

第二十六号様式別表一（提出用）

平成　　年度　　**種類別明細書（増加資産・全資産用）**

①※所有者コード　　②所有者名　　枚のうち　枚目

行番号	資産の種類 ③	資産コード ④	資産の名称等 ⑤	数量	取得年月 ⑥ 年号	年	月	取得価額 ⑦ (イ)	耐用年数 ⑧	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ)	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由 ⑨	摘要 ⑩
01								十億 百万 千 円		0.	十億 百万 千 円			十億 百万 千 円	1・2・3・4	
02										0.					1・2・3・4	
03										0.					1・2・3・4	

①所有者コード……記入しないでください。

②所 有 者 名……法人名、所有者氏名を必ず記入してください。

③資 産 の 種 類……「1．構築物」、「2．機械及び装置」、「3．船舶」、「4．航空機」、「5．車両及び運搬具」、「6．工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。

④資 産 コ ー ド……記入しないでください。

⑤資産の名称等……資産の品名及び型式等を漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベット、数字を使って、左から順次記入してください。

⑥取 得 年 月……年号は「1．明治」、「2．大正」、「3．昭和」、「4．平成」の対応する1から4までの数字を記入してください。また、実際に取得した年月を記入してください。

⑦取 得 価 額……償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（資産の取得に要した荷造費、輸送費、据付費、運送保険料などの付帯費の額も含む）を記入してください。

⑧耐 用 年 数……減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。ただし、法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた短縮耐用年数によるものにあっては当該耐用年数を記入してください。

⑨増 加 事 由……1．新品取得、2．中古品取得、3．移動による受入、4．その他のいずれかに○印をつけてください。

⑩摘　　要……課税標準の特例が適用される資産を新規に申告される場合は、関係条項を記入してください。また、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産の場合は「省令改正」と記入してください。

㋐前年中（平成29年中）に資産の増加があった場合

白紙の種類別明細書（増加資産・全資産用）に、所有者名、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、増加事由、特例のある場合は関係条項を記入してください。なお、名称は、漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベット、数字を使用し、左から順次記入してください。

第二十六号様式別表一（提出用）

平成　　年度　　**種類別明細書（増加資産・全資産用）**

※所有者コード

所有者名：○○産業　　枚のうち　枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額(イ)	耐用年数	減価残存率(ロ)	価額(ハ)	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	1		看板工事	1	4	29		277,100円	20	0.					①・2 3・4	
02										0.					1・2 3・4	
03	2		セメント製造設備	1	4	29		500,000	9	0.					①・2 3・4	
04										0.					1・2 3・4	
05										0.					1・2 3・4	

㋑前年中（平成29年中）に資産の減少があった場合

全部減少の場合は、打ち出されたリストの減少した資産の欄を、資産の名称等から価額までを２本線で消し、摘要欄に減少理由、年月を記入してください。①

一部減少の場合は、打ち出されたリストの減少した資産の欄を、数量、取得価額のみを２本線で消し、残った分を下欄に記入してください。②

第二十六号様式別表一（提出用）

平成30年度　　**種類別明細書（増加資産・全資産用）**

※所有者コード：0087654321

所有者名：○○産業　　3枚のうち　1枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額(イ)	耐用年数	減価残存率(ロ)	価額(ハ)	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	1	① 1	~~看板工事~~	~~1~~	~~4~~	~~22~~	~~8~~	~~277,100円~~	~~20~~	~~0.~~	~~165,034円~~				1・2 3・4	29.10.1 取り壊し
02										0.					1・2 3・4	
03	6	② 2	ノートパソコン	~~2~~	4	22	5	~~256,600~~	4	0.562	19,991				1・2 3・4	29.10.1 一部除却
04				1				128,300		0.					1・2 3・4	
05	6	3	冷暖房機	1	4	22	3	160,100	6	0.681	28,923				1・2 3・4	

㋒資産の名称等を修正する場合

リストに打ち出された名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数に誤りがあった場合、訂正部分を２本線で消し、正しいものを下欄に記入してください。

第二十六号様式別表一（提出用）

平成30年度　　**種類別明細書（増加資産・全資産用）**

※所有者コード：0087654321

所有者名：○○産業　　3枚のうち　2枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額(イ)	耐用年数	減価残存率(ロ)	価額(ハ)	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	1	1	~~看板工事~~	1	4	22	8	277,100円	20	0.891	104,014円				1・2 3・4	
02			本店看板工事							0.					1・2 3・4	
※ 03	2	2	セメント製造	1	4	19	5	11,900,000	~~13~~	0.838	1,565,117				1・2 3・4	省略改正
04									9	0.					1・2 3・4	
05	6	3	冷暖房機	1	4	22	3	160,100	6	0.681	8,005				1・2 3・4	

※省令改正により耐用年数を修正する場合

省令改正により耐用年数を変更する場合は、打ち出された耐用年数を２本線で消し、省令改正後の耐用年数をその下欄に記入してください。また「摘要」欄には「省令改正」と記入してください。

減価残存率票

耐用年数	減価残存率 前年中Ⓐ取得のもの	減価残存率 前年前Ⓑ取得のもの	耐用年数	減価残存率 前年中Ⓐ取得のもの	減価残存率 前年前Ⓑ取得のもの	耐用年数	減価残存率 前年中Ⓐ取得のもの	減価残存率 前年前Ⓑ取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

〒３６０－８６０１

埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地１

熊谷市役所総務部資産税課
（償却資産担当）行

このラベルを切り取り、申告書送付の際に封筒に貼り付けて御利用ください。

別添１

平成30事務年度　熊谷署職員名簿

平成30年８月１日現在

署長	1	個人特官	3	法人第一	8
笹本　裕二		◎田島　弘	調査指導等	◎川崎　智久	法人税 消費税（法人） 源泉所得税 間接諸税（印紙税 揮発油税等）事務
		◎佐藤　明信		○鈴木　雅美	
副署長	2	道場　義夫		高橋　陽美	
川井　範是				小林　稔	
関野　和宏		個人第一	7	吉田　和子	
		◎杉田　和也	申告所得税・消費税 （個人事業者）事務	高橋　眞司	
総務課	5	○高橋　孝之		船山　香織	
◎藤井　修	総務事務全般	舩山　悟		荒瀬　尚彦	
○小山川　哲也		八木　敦史			
吉田　寛		岩田　秀夫		法人第二	6
山田　晋作		西岡　利仁		◎川上　英樹	調査指導等
川部　耕平		橋本　渉		横田　政彦	
				渡部　あかり	
		個人第二	7	佐々木　健	
管理運営第一	5	◎宮本　武佳	調査指導等	荒江　雄太朗	
◎新保　智	内部事務	渡邉　正道		有賀　大樹	
○高野　孝江		武井　正樹			
金子　高悦		小瀬　政之		法人第三	6
永井　純夫		瀧澤　志穂		◎渡邊　和昭	調査指導等
割田　友樹		番場　桃子		齊藤　盟	
		井開　遼資		塚本　和哉	
管理運営第二	6			伊藤　康宏	
◎武川　晴美	内部事務	個人第三	8	杉原　龍太	
小山　善浩		◎齋藤　友通	調査指導等	赤石　直道	
瀬下　友行		小島　吉博			
松澤　妃佐		根岸　洋昭		法人第四	5
星澤　賢二		高橋　美枝		◎伊藤　浩	調査指導等
榎園　美紀		白石　洋也		小林　晃規	
		伊佐治　昂己		藤井　永吾	
管理運営第三	7	高野　歩		伊藤　薫	
◎折原　宏美	内部事務	大平　輝		鹿久保　雅人	
佐藤　忠欣					
大畑　実代		審理専門官	1		
新藤　千恵		◎夏目　宏	審理（所得税等）事務	酒類指導官	8
岡田　則雄				◎籏本　一人	酒税・免許事務
山田　圭介				吉澤　弘純	
姫野　裕太郎		資産	7	白井　衛	
		◎阿部　佳寛	相続税・贈与税 申告所得税 （譲渡所得）事務 調査指導等	小田　宏樹	
		高田　伸次		中内　良紀	
徴収特官	3	小崎　芳嗣		小田　章	
◎小原　一夫	滞納処分等	出牛　規子		成田　綾乃	
川上　達夫		米山　咲		藤崎　斗人	
生田　裕親		山田　航平			
		角田　歩美		（調査検査担当）	4
徴収	4			◎宮寄　裕	調査指導等
◎小玉　秀市	滞納処分等			濵　一彦	
田畑　典子		法人特官	6	山寄　眞勝	
芹川　直紀		◎内山　裕之	調査指導等	進藤　麻里菜	
山川　新太郎		◎福澤　寿彦			
		◎畑中　伸二			
		茨城　武志		酒類業調整官	2
		大山　重樹		◎竹野　健一	酒類行政事務
		山口　健太郎		染谷　貴史	

※◎…総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官　○…課長補佐・連絡調整官・総括上席

平成30事務年度における広域運営等対象署一覧表

	総合	開発	個人								資産					法人															酒	管運	徴収			
	特別国税調査官	特別国税調査官	特別国税調査官	特別調査担当者	機動官	調査企画担当者	国際税務専門官	情報技術専門官	審理専門官	一般調査担当	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	審理専門官 不服	一般調査担当	特別国税調査官 法人	特別国税調査官 源泉	特別調査班	機動官	企画支援担当	国際税務専門官 法人	国際税務専門官 源泉	情報技術専門官	特別調査情報官 大規模	特別調査情報官 連携	特別調査情報官 連絡	間接諸税調査担当者	間接諸税審理担当者	審理専門官 不服	審理専門官 源泉不服	一般調査担当	源泉調査担当	酒類指導官	納税専門官	特別国税徴収官 特整	特別国税徴収官 審理	特別国税徴収官 広域	一般徴収担当
水戸	●	●	●	●	◎	●	●	●	●		●	●	浦和	●		●	●	○	◎	●	宇都宮	浦和	●	浦和	宇都宮	大宮	●	●	○				●	●	●		
日立	水戸	水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	浦和	水戸		水戸	水戸	太田		水戸	宇都宮	浦和	水戸	浦和	宇都宮	大宮	水戸	水戸					水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	
土浦	水戸	水戸	●	●	●		水戸	水戸	○		水戸	●	浦和			●	水戸	○	●	水戸	宇都宮	浦和	水戸	浦和	宇都宮	大宮	水戸	水戸	○				水戸	水戸	水戸	水戸	○	
古河	水戸	水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	浦和	水戸		下館	水戸	下館		水戸	宇都宮	浦和	水戸	浦和	宇都宮	大宮	水戸	水戸					水戸	水戸	水戸	水戸	下館	
下館	水戸	水戸	水戸	○			水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	浦和	水戸		●	水戸	●	●	水戸	宇都宮	浦和	水戸	浦和	宇都宮	大宮	水戸	水戸					水戸	水戸	水戸	水戸	●	
竜ケ崎	水戸	水戸	土浦	○			水戸	水戸	水戸		水戸	土浦	浦和	水戸		土浦	水戸	○	●	水戸	宇都宮	浦和	水戸	浦和	宇都宮	大宮	水戸	水戸					水戸	水戸	水戸	水戸	●	
太田	水戸	水戸	水戸	○			水戸	水戸	水戸		水戸	水戸	浦和	水戸		水戸	水戸	●		水戸	宇都宮	浦和	水戸	浦和	宇都宮	大宮	水戸	水戸					水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	
潮来	水戸	水戸	土浦	土浦			水戸	水戸	水戸		水戸	土浦	浦和	水戸		土浦	水戸	○		水戸	宇都宮	浦和	水戸	浦和	宇都宮	大宮	水戸	水戸					水戸	水戸	水戸	水戸	竜ケ崎	
宇都宮	●	●	●	●	◎	●	●	●	●		●	●	浦和	●	●	●	●	●	◎	●	●	浦和	●	浦和	●	大宮	●	●	●				●	●	●	●	●	
足利	宇都宮	宇都宮	栃木	栃木			宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	栃木	浦和	宇都宮		栃木	宇都宮	栃木		宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	浦和	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮					宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	栃木	
栃木	宇都宮	宇都宮	●	●			宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	●	浦和		●	●	宇都宮	●	●	宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	浦和	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮	●				宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	●	●
佐野	宇都宮	宇都宮	栃木	栃木			宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	栃木	浦和	宇都宮	栃木	栃木	宇都宮	栃木		宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	浦和	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮	栃木	浦和			宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	栃木	栃木
鹿沼	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮		宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	浦和	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮					宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	
真岡	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮		宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	浦和	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	浦和			宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	
大田原	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮		宇都宮	宇都宮	○		宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	浦和	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮					宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	
氏家	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		宇都宮	宇都宮	浦和	宇都宮	浦和	宇都宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	浦和			宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
前橋	●	●	●	●	◎	●	●	浦和	●		●	●	大宮	●	沼/中	●	●	●	◎	●	新潟	浦和	●	浦和	●	大宮	●	●	●		沼田		●		●	高崎	●	
高崎	前橋	前橋	●	●	●	●	前橋	浦和	前橋		前橋	●	大宮		藤/富	●	前橋	●	●	前橋	新潟	浦和	前橋	浦和	前橋	大宮	前橋	前橋	●				前橋		前橋	●	●	●
桐生	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋	浦和	前橋		前橋	前橋	大宮	前橋		館林	前橋	館林		前橋	新潟	浦和	前橋	浦和	前橋	大宮	前橋	前橋					前橋		前橋	高崎	館林	
伊勢崎	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋	浦和	前橋		前橋	前橋	大宮	前橋		前橋	前橋	前橋		前橋	新潟	浦和	前橋	浦和	前橋	大宮	前橋	前橋					前橋		前橋	高崎	前橋	
沼田	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋	浦和	前橋		前橋	前橋	大宮	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	新潟	浦和	前橋	浦和	前橋	大宮	前橋	前橋	前橋	浦和	前橋		前橋		前橋	高崎	前橋	
館林	前橋	前橋	前橋	○	●		前橋	浦和	前橋		前橋	前橋	大宮	前橋		●	前橋	●	●	前橋	新潟	浦和	前橋	浦和	前橋	大宮	前橋	前橋					前橋		前橋	高崎	●	
藤岡	前橋	前橋	高崎	高崎		高崎	前橋	浦和	前橋		前橋	高崎	大宮	前橋	高崎	高崎	前橋	高崎		前橋	新潟	浦和	前橋	浦和	前橋	大宮	前橋	前橋	高崎	浦和			前橋		前橋	高崎	高崎	高崎
富岡	前橋	前橋	高崎	高崎		高崎	前橋	浦和	前橋		前橋	高崎	大宮	前橋	高崎	高崎	前橋	高崎		前橋	新潟	浦和	前橋	浦和	前橋	大宮	前橋	前橋	高崎	浦和			前橋		前橋	高崎	高崎	
中之条	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	前橋	浦和	前橋		前橋	前橋	大宮	前橋	前橋	前橋	前橋	前橋		前橋	新潟	浦和	前橋	浦和	前橋	大宮	前橋	前橋	前橋	浦和			前橋		前橋	高崎	前橋	
川越	浦和	浦和	●	●	●	●	浦和	浦和	●		●	○	●	●		●	●	●	●	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和	●				熊谷	所沢	大宮	大宮	○	
熊谷	大宮	大宮	●	●			大宮	浦和	●		大宮		大宮	大宮		●	川越	●	●	大宮	浦和	浦和	大宮	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和					●	浦和	大宮	大宮	●	
川口	浦和	浦和	●	○	●	○	浦和	浦和	●		浦和	○	浦和			●	浦和	○	●	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和	○				浦和	浦和	浦和	浦和	○	
西川口	浦和	浦和	川口	○			浦和	浦和	川口		浦和		浦和	浦和		川口	浦和	○	●	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和					浦和	浦和	浦和	浦和	○	
浦和	●	●	○	○		○	●	●	●		●	○	●	●		●	●	○		●	●	●	●	浦和	●	大宮	●	●	○				●	●	●	●	○	
大宮	●	●	●	○	◎	○	●	浦和	●		●	○	●	●		●	浦和	○	◎	●	浦和	浦和	●	浦和	●	●	浦和	浦和	○				浦和	春日部	●	●	○	
行田	大宮	大宮	熊谷	熊谷			大宮	浦和	熊谷		大宮		大宮	大宮		熊谷	川越	熊谷		大宮	浦和	浦和	大宮	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和					熊谷	春日部	浦和	浦和	熊谷	
秩父	大宮	大宮	熊谷	熊谷			大宮	浦和	熊谷		川越		川越	川越		熊谷	川越	熊谷		大宮	浦和	浦和	大宮	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和	川越	浦和			熊谷	所沢	浦和	浦和	熊谷	
所沢	浦和	浦和	○	○	●	○	浦和	浦和	○		川越	○	川越			川越	川越	○	●	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和					熊谷	●	浦和	浦和	○	
本庄	大宮	大宮	熊谷	熊谷			大宮	浦和	熊谷		大宮		大宮	大宮		熊谷	川越	熊谷		大宮	浦和	浦和	大宮	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和	川越	浦和			熊谷	浦和	大宮	大宮	熊谷	
東松山	浦和	浦和	川越	川越		川越	浦和	浦和	川越		川越		川越	川越		川越	川越	川越		浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和					熊谷	所沢	大宮	大宮	熊谷	
春日部	大宮	大宮	○	○	●	○	大宮	浦和	○		●	○	大宮	○		●	浦和	○	●	大宮	浦和	浦和	大宮	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和					浦和	●	大宮	大宮	○	
上尾	大宮	大宮	大宮	○		○	大宮	浦和	大宮		大宮	○	大宮			大宮	浦和	○	●	大宮	浦和	浦和	大宮	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和					浦和	春日部	浦和	浦和	○	
越谷	大宮	大宮	○	○	●	○	大宮	浦和	浦和		春日部	○	川越			春日部	浦和	○	●	大宮	浦和	浦和	大宮	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和					浦和	春日部	大宮	大宮	○	
朝霞	浦和	浦和	○	○			浦和	浦和	川越		川越	○	川越			浦和	川越	○	●	浦和	浦和	浦和	浦和	浦和	大宮	大宮	浦和	浦和					浦和	所沢	浦和	浦和	○	
新潟	●	●	●	●	◎	●	●	●	●		●	●	大宮	●	●	●	●	●	◎	●	●	浦和	●	浦和	前橋	大宮	●	●	●				●		長岡	●	●
新津	新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	大宮	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟	新潟	浦和			新潟		新潟	長岡	新潟	新潟
巻	新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	大宮	新潟		新潟	新潟	三条		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟	新潟	浦和			新潟		新潟	長岡	新潟	
長岡	新潟	新潟	●	●	●		新潟	新潟	●		新潟	新潟	大宮	新潟		●	新潟	●	●	新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟	●				●		新潟	●	●	
三条	新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	大宮	新潟		新潟	新潟	●		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟					長岡		新潟	長岡	新潟	
柏崎	新潟	新潟	長岡	長岡			新潟	新潟	長岡		新潟	新潟	大宮	新潟		高田	新潟	高田		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟	長岡	浦和			長岡		新潟	長岡	長岡	高田
妙見田	新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	大宮	新潟		新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟	新潟	浦和			新潟		新潟	長岡	新潟	
小千谷	新潟	新潟	長岡	長岡			新潟	新潟	長岡		新潟	新潟	大宮	新潟		長岡	新潟	長岡		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟	長岡	浦和			長岡		新潟	長岡	長岡	
十日町	新潟	新潟	長岡	長岡			新潟	新潟	長岡		新潟	新潟	大宮	新潟		長岡	新潟	長岡		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟	長岡	浦和			長岡		新潟	長岡	長岡	
村上	新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	大宮	新潟		新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟	新潟	浦和			新潟		新潟	長岡	新潟	
糸魚川	新潟	新潟	長岡	長岡			新潟	新潟	長岡	高田	新潟	新潟	大宮	新潟	高田	高田	新潟	高田		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟	長岡	浦和	高田	高田	長岡		新潟	長岡	長岡	高田
高田	新潟	新潟	長岡	長岡			新潟	新潟	長岡	糸魚川	新潟	新潟	大宮	新潟	●	●	新潟	●		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟			糸魚川	糸魚川	長岡		新潟	長岡	長岡	●
佐渡	新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	大宮	新潟		新潟	新潟	新潟		新潟	新潟	浦和	新潟	浦和	前橋	大宮	新潟	新潟	新潟	浦和			新潟		新潟	長岡	新潟	
長野	●	●	●	●	◎	●	●	●	●		●	●	川越	●	長野中部	●	●	●	◎	●	新潟	浦和	●	浦和	前橋	大宮	●	●	●				●		●	松本	●	
松本	長野	長野	●	●	●		長野	長野	●		長野	●	川越		大町	●	長野	●	●	長野	浦和	浦和	長野	浦和	前橋	大宮	長野	長野	●				●		長野	●	●	●
上田	長野	長野	長野	○			長野	長野	長野		長野	長野	川越	長野		長野	長野	●	●	長野	新潟	浦和	長野	浦和	前橋	大宮	長野	長野					長野		長野	松本	●	
飯田	長野	長野	松本	松本			長野	長野	松本		長野	松本	川越	長野		諏訪	長野	諏訪		長野	浦和	浦和	長野	浦和	前橋	大宮	長野	長野					松本		長野	松本	諏訪	
諏訪	長野	長野	松本	○			長野	長野	松本		長野	松本	川越	長野		●	長野	●	●	長野	浦和	浦和	長野	浦和	前橋	大宮	長野	長野					松本		長野	松本	●	
伊那	長野	長野	松本	松本			長野	長野	松本		長野	松本	川越	長野	●	諏訪	長野	諏訪		長野	浦和	浦和	長野	浦和	前橋	大宮	長野	長野	松本	浦和			松本		長野	松本	諏訪	
塩尻市	長野	長野	長野	長野		長野	長野	長野	長野		長野	長野	川越	長野	長野	長野	長野	長野		長野	新潟	浦和	長野	浦和	前橋	大宮	長野	長野	長野	浦和			長野		長野	松本	長野	
大町	長野	長野	松本	松本			長野	長野	松本		長野	松本	川越	長野	松本	松本	長野	松本		長野	浦和	浦和	長野	浦和	前橋	大宮	長野	長野	松本	浦和			松本		長野	松本	松本	松本
佐久	長野	長野	長野	長野		長野	長野	長野	長野		長野	長野	川越	長野		長野	長野	上田		長野	新潟	浦和	長野	浦和	前橋	大宮	長野	長野					長野		長野	松本	上田	
木曽	長野	長野	松本	松本			長野	長野	松本		長野	松本	川越	長野	伊那	松本	長野	松本		長野	浦和	浦和	長野	浦和	前橋	大宮	長野	長野	松本	浦和			松本		長野	松本	松本	

(注) 1　●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。
2　機動官は各県下全域を広域運営する。ただし、大宮署の開発特官付として併任する機動官は、大宮署の開発特官の広域運営とする。
3　資産の表中、「沼／中」は沼田及び中之条を示し、「藤／富」は藤岡及び富岡を示す。
4　浦和署の法人特官の内、特命担当（１名）は全管を広域運営する。
5　春日部署の法人特官（広域事務処理担当）は、埼玉県下全域を広域運営する。
6　熊谷、長岡及び松本署の酒類指導官は調査・検査関係事務に関しては、県下全域を広域運営する。
7　小規模署（対象署）と近隣署（中心署）の管内を一つの広域エリアと位置付けた署の一般調査担当及び源泉調査担当は、広域エリア内の調査を行う。
8　一般徴収担当は、小規模署（対象署）と近隣署（中心署）の滞納整理事務を行う。

別添３

転職を考えているあなたに…

三十代からの公務員

関東信越国税局
国税庁社会人経験者募集

受付期間　平成30年8月3日(金)～21日(火)

【受験資格】
平成30年4月1日において、大学等を卒業した日(※)から起算して
8年を経過した者
※1　大学等に短期大学は含まれません。
※2　大学院の課程等を修了した者については、卒業(修了)した日のうち、最も古い日

関東信越国税局 採用案内

○平成31年1月からのメッセージボックス確認画面イメージ

【概要】

個人納税者が自宅等からe-Taxを利用することを推進するため、e-Tax利用の簡便化の一つの方策として「ID・パスワード方式」を導入することが平成27年度税制改正の大綱に記載されました。しかしながら、その後、公的機関を含め各種の個人情報流出事件が相次いだことを踏まえ、平成28年税制改正の大綱において「『新たな認証方式』について、納税者利便にも配意しつつ、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施する」とされました。

このため、国税庁は、政府全体の情報セキュリティを所管する内閣官房をはじめとした関係省庁とともにセキュリティ対策やなりすまし対策に係る再検討を進め、これらの再検討結果を踏まえてe-Tax利用の簡便化の一つの方策としての「ID・パスワード方式」を導入することとしました。

この再検討の際、e-Taxにおける個人情報の保護の観点について議論となり、メッセージボックスに格納される情報は過去の申告内容等、極めて機微な個人情報が含まれていることから、現状のID・パスワードのみでメッセージボックスの全ての個人情報が閲覧できる状況は是正すべきとの指摘がありました。また、平成28年5月に改定された「世界最先端IT国家創造宣言　工程表」において「二経路又は二要素・・・による認証の導入などにより個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策を講じ」ることが求められたことから、メッセージボックスの個人情報の閲覧については、現在のID・パスワードに加えて本人の電子証明書も必要とすることとなりました。

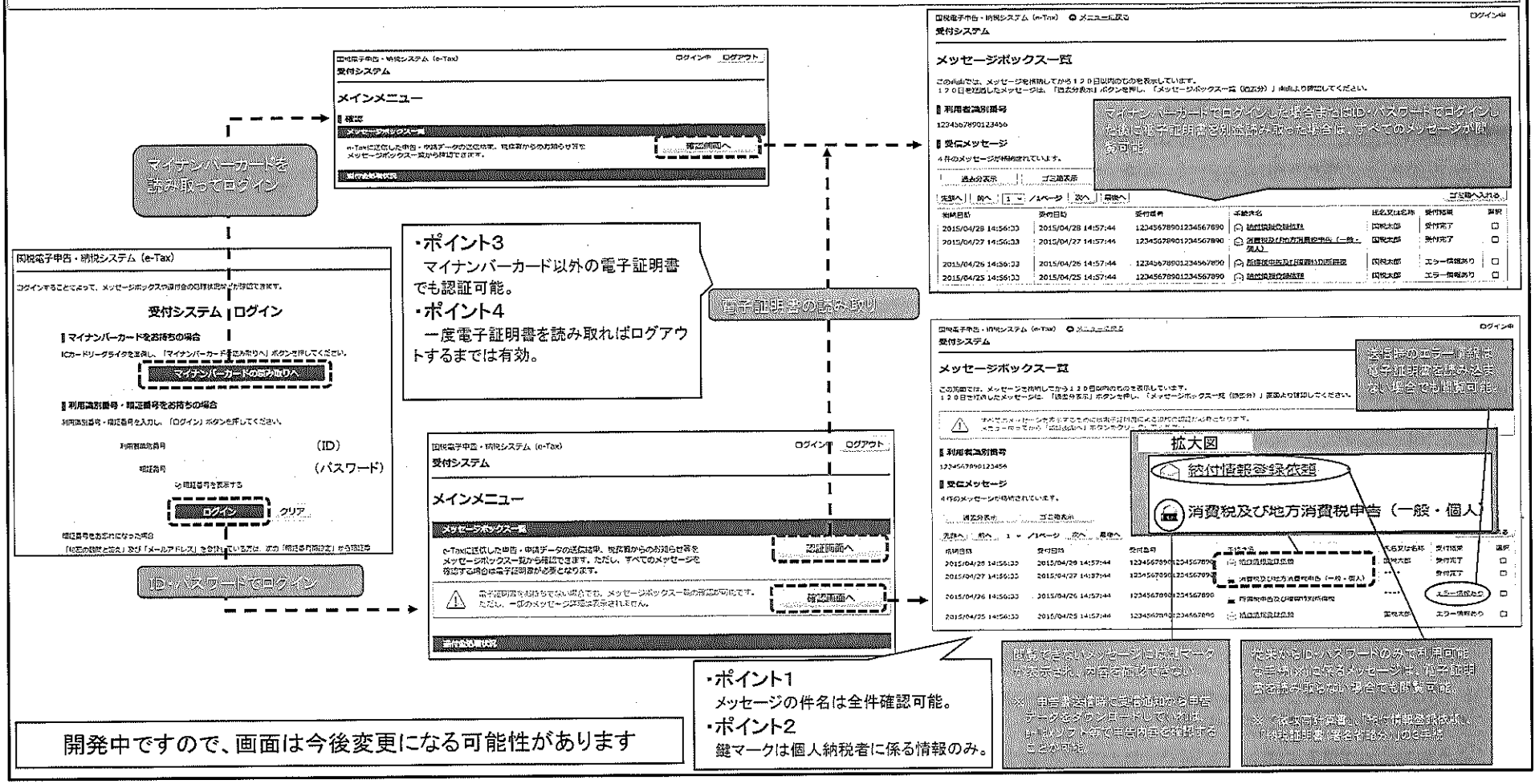

別添4

メッセージボックスセキュリティ強化後の電子納税の流れ(H29.11.30時点案)

1　現状の電子納税に係る懸念

現状、メッセージボックスに格納された申告書の受信通知から電子納税の手続を開始しますが、メッセージボックスセキュリティ強化後は、電子証明書を有していない個人納税者は受信通知を閲覧することができなくなるため、電子納税ができなくなるのではないかという懸念。

（現状の電子納税の流れ）

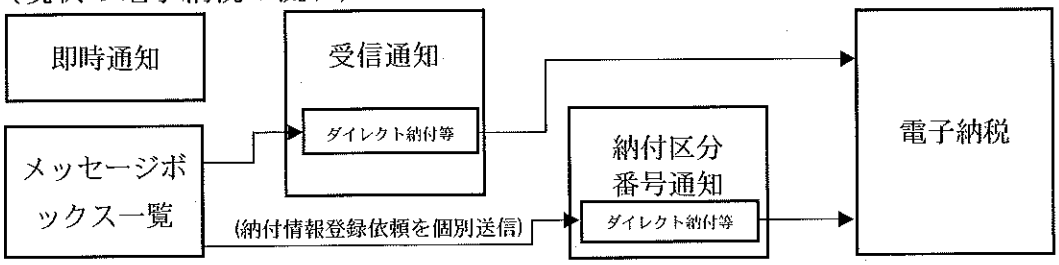

2　メッセージボックスセキュリティ強化後に予定している対応方法

(1)　申告等データの送信からの一連の流れで納付する方法

申告等データを送信した即時通知の画面に、受信通知画面へのリンクを設け、受信通知を参照可能とします。当該受信通知画面から納付区分番号通知の画面へ遷移し、ダイレクト納付やインターネットバンキングを行うことができるため、例えばID・パスワード方式で申告を行い、そのまま電子納税の手続を行うことを可能とします。

(2)　メッセージボックスから納付する方法

納税申告を行った場合、メッセージボックスに受信通知とは別に納付区分番号通知（手続名は「納付情報登録依頼」）を自動で格納します。納付区分番号通知のメッセージの確認は電子証明書による認証が不要ですので、電子証明書を保有していなくても、電子納税の手続が可能となります。

（対応を行った後の電子納税を行う流れ）

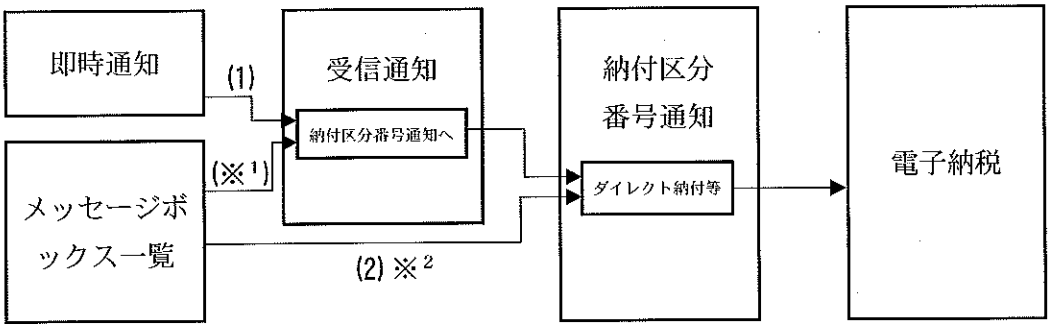

※1　電子証明書による認証が必要

※2　これまでどおり納付情報登録依頼を個別に送信する方法も可能

○個人納税者に係る「申告のお知らせ」の転送設定について

【概要】

e-Taxにおいては、毎年1月下旬頃に、「所得税、消費税及び贈与税の確定申告のお知らせ」（以下「申告のお知らせ」といいます。）を納税者のメッセージボックスに格納しています。税理士等は、関与先である個人納税者の確定申告書を作成する際、予定納税額等を確認する必要があります。

平成31年1月以降のe-Tax利用の簡便化に係る施策を導入することに伴い、メッセージボックスのセキュリティを強化した後においては、個人納税者が「申告のお知らせ」を確認するためにメッセージボックスの内容を確認するには、個人納税者自身の電子証明書が必要となります。しかしながら、税理士等に代理送信を依頼している個人納税者は電子証明書を保有していない場合が多いと考えられ、その場合は個人納税者において「申告のお知らせ」が確認できず、税理士等の業務にも支障が出る場合があると考えられます。

上記問題を解消するため、メッセージボックスのセキュリティ強化に併せて、個人納税者に係る「申告のお知らせ」を、個人納税者が指定する税理士のメッセージボックスに転送することを設定できる機能を開発する予定としています。

当該転送設定を行うことにより、関与税理士等は税理士自身のメッセージボックスにおいて関与先個人納税者に係る「申告のお知らせ」が閲覧可能となります。

＜平成31年1月以降（「申告のお知らせ」のイメージ）＞

開発中ですので、画面は今後変更になる可能性があります

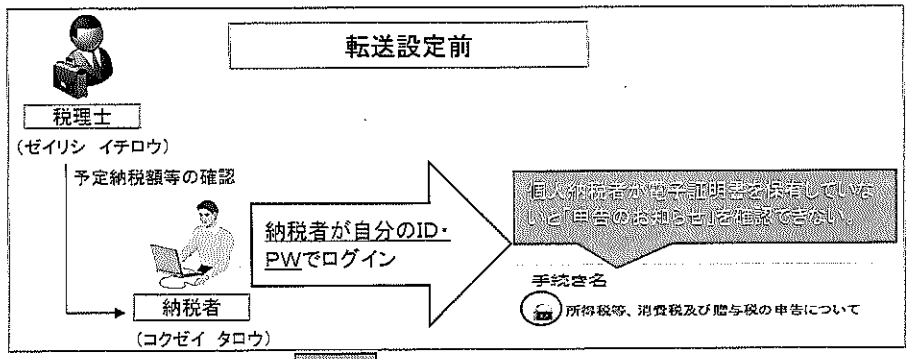

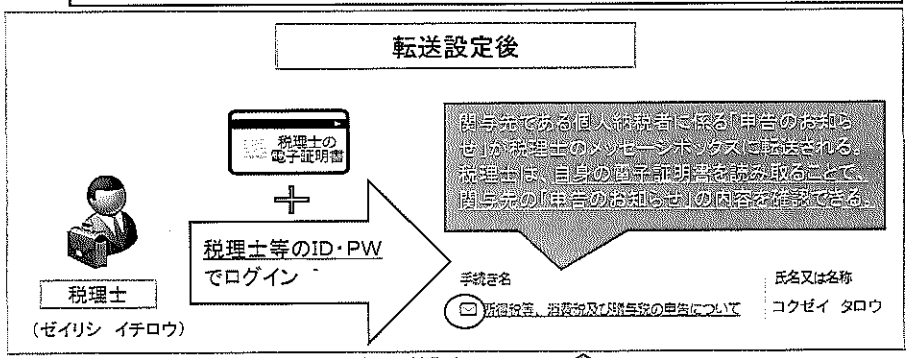

※　今回のメッセージボックスのセキュリティ強化の対象は個人納税者に係る情報であり、税理士自身のメッセージボックスに格納された法人納税者に係る情報は、引き続きID・PWのみで閲覧可能である。

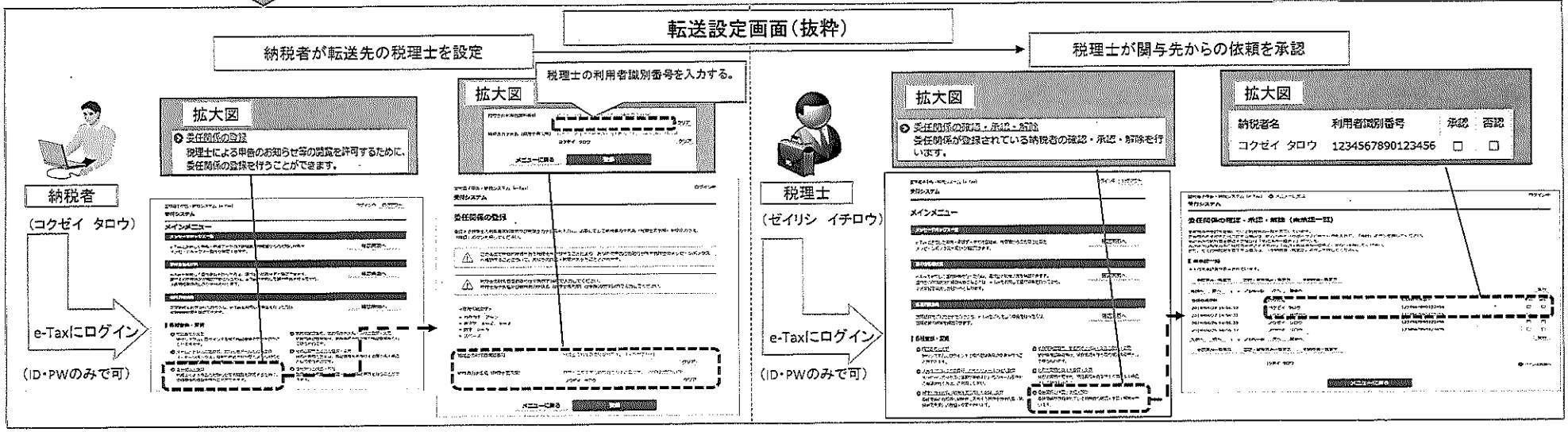

別添6

委任関係がある税理士への「申告のお知らせ」転送の流れ
（H29.11.30時点案）

1　「申告のお知らせ」転送のための手続

(1)　税理士カナ氏名の登録（税理士作業）

納税者へ表示するための税理士カナ氏名を登録しておきます。

登録が無い場合は、(2)以降の作業が行えませんので、必ず登録をお願いします。

(2)　税理士の利用者識別番号の登録（納税者作業）

委任関係がある税理士の利用者識別番号を入力します。

また、税理士に表示する納税者カナ氏名も併せて入力します。（納税用カナ氏名が初期表示されています）

登録ボタンを押すと、税理士の利用者識別番号に紐付く税理士カナ氏名（(1)で入力されたもの）が表示されます。

なお、登録が完了したタイミングで、税理士のメッセージボックスに登録依頼通知が格納されます。

(3)　委任関係の承認（税理士作業）

納税者からの依頼に基づき、承認を行います。

承認が行われた時点で、「申告のお知らせ」の転送の手続は完了します。

なお、登録状況については、次の４つの画面で確認できます。

- 未承認一覧
- 承認済み一覧
- 否認・解除済み一覧
- 全納税者一覧

また、承認等を行った場合、納税者のメッセージボックスにその旨の通知が格納されます。

2　税理士のメッセージボックスへの「申告のお知らせ」の転送

上記１で委任関係の登録が完了していれば、毎年１月に「申告のお知らせ」を納税者のメッセージボックスに格納する際、税理士のメッセージボックスにもお知らせを転送します。

なお、格納時期を過ぎて委任関係の登録を行った場合でも、登録が完了した後に、その年１月に格納された「申告のお知らせ」を税理士のメッセージボックスに転送します。

また、平成29年１月より、税理士が確定申告期間中に開始届出書を代理送信した場合、「申告のお知らせ」を納税者のメッセージボックスに個別に格納していますが、この場合においても委任関係の登録が完了すれば、税理士のメッセージボックスにも「申告のお知らせ」を転送します。

3　「申告のお知らせ」の転送を取りやめるための手続（税理士、納税者）

税理士のメッセージボックスへの「申告のお知らせ」の転送を取りやめるためには、委任関係が解除されたことを登録する必要があります。

解除の登録については、税理士、納税者どちらからでも可能です。

税理士から解除の登録を行った場合は納税者の、納税者から解除の登録を行った場合は税理士のメッセージボックスに解除が登録された旨の通知が格納されます。

（管理運営部門宛）

消費税納付チェック表

法人名（氏名）		整理番号	
所在地（住所）	〒 （☎　　－　　－　　）	《申告書提出日》	

課税期間	申告区分	納期限	納付金額
	□ 中間申告 □ 確定申告		円

上記の消費税及び地方消費税の納付予定は次のとおりです。

□　納期限内に完納

□　納期限内の完納が困難

●　納期限内に納付可能な金額　納付金額　　円

●　残額についての納付予定

□　１か月以内に納付可能　納付日

納付金額　　円＋延滞税

□　１か月以内の完納が困難なため、納付方法について税務署に出署し相談

・　出署希望日

【納税者に対する説明事項】　（説明した事項にレ印を付してください。）

□　納期限内に納付できない場合には、法律の規定により本税を完納されるまで、延滞税が課されるほか、督促状が送付されること

□　納税に関して、税務署又は納税コールセンターから連絡する場合があること

□　「任意の中間申告・納付制度」及び次回の納期限内の完納に向けた納税資金の積立て等の利用の勧奨

関東信越税理士会　熊谷　支部所属　税理士：

☎　　－　　－

（注）１　ｅ－Ｔａｘを利用して申告書等を提出する場合は、納期限内に完納できない納税者のみ「消費税納付チェック表」を提出してください。

２　申告書の提出と同時に納税の猶予又は換価の猶予の申請書を提出する場合、「消費税納付チェック表」の提出は、不要です。

３　□の箇所については、該当する項目にレ印を付してください。

平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8％から10％に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週２回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

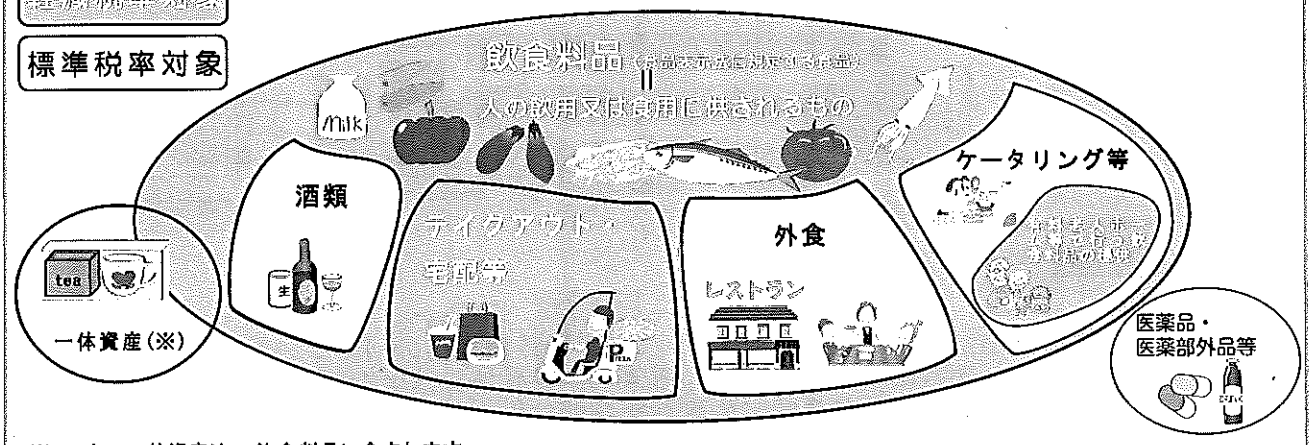

※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ

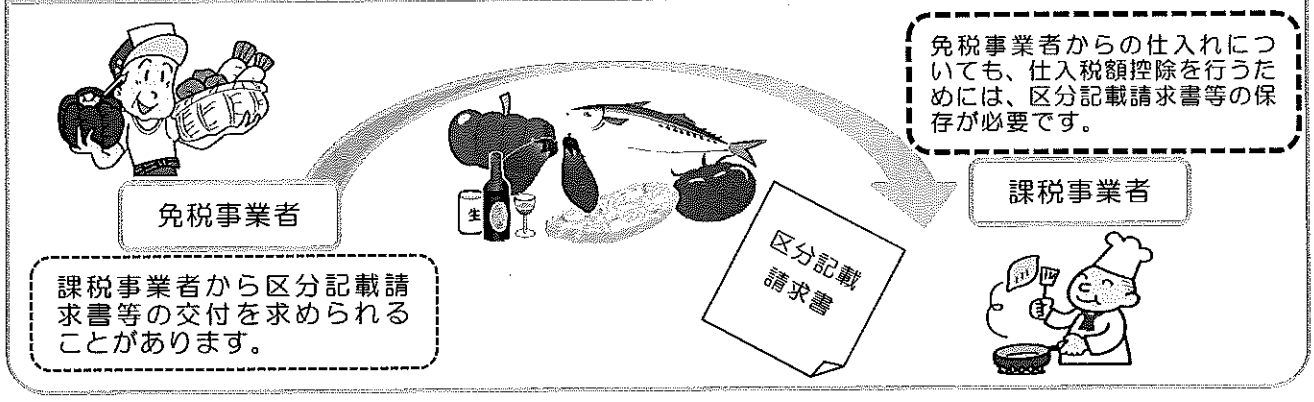

〈平成 30 年４月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
② 課税仕入れを行った年月日
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）

XX年 月	日	摘要		税区分	借方 (円)
11	30	△△商事㈱	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事㈱	11月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

《請求書の記載例》

① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

① △△商事㈱

⑤ ㈱○○御中　　平成XX年11月30日

11月分　131,200円（税込み）

日付	品名	金額
11/1	魚　※	5,400円
11/1	牛肉　※	10,800円
11/2	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2,200円
⋮	⋮	⋮
	合計	131,200円
	10%対象	88,000
	8%対象	43,200

② ③ ④

※は軽減税率対象品目

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【ＵＲＬ】　http://kzt-hojo.jp
【専用ダイヤル】　０５７０－０８１－２２２
【受 付 時 間】　9:00～17:00　（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

○ 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

1．消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】　０５７０－０３０－４５６
【受 付 時 間】　9:00～17:00　（土日祝除く）

2．電話相談センター
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「３」を押すと、電話相談センターにつながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

○ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○ 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のバナー一覧」をクリック → こちらをクリック → 消費税軽減税率制度　又は　ＱＲコードから特設サイトへ

軽減税率制度対応準備のためのチェックリスト

※　軽減税率制度の実施に伴い、御社の事業に影響が生じ、どのような対応が必要になるかについて、以下の項目を参考にご確認ください。（確認を義務付けるものではありません。）

準　備　が　必　要　な　事　項

ステップ1　まずは、軽減税率制度の内容をしっかり理解しましょう。

□　軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）

→　詳しい内容については、国税庁ホームページ（【ＵＲＬ】https://www.nta.go.jp/）の軽減税率制度特設サイトに掲載されている「よくわかる消費税軽減税率制度」などの資料をご覧いただくか、ご質問等がある場合は、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）【電話：0570-030-456】（又は、最寄りの税務署）にご相談ください。

□　事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

→　中小企業・小規模事業者等の方は、レジや受発注システムの導入・改修等について、補助金交付制度の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、軽減税率対策補助金事務局ホームページ　（【ＵＲＬ】http://kzt-hojo.jp/）に掲載されている補助金に関する説明資料をご覧いただくか、軽減税率対策補助金事務局コールセンター【電話：0570-081-222】（又はＩＰ電話等からは、03-6627-1317）にご相談ください。

（参考）全国の税務署等で、事業者の皆様向けに説明会を開催しています。

→　幅広い事業者の皆様を対象に、全国で説明会を開催しておりますので、どうぞご参加ください。開催日程等は、軽減税率制度特設サイトに掲載し、随時更新しています。

ステップ2　対応が必要な事項を把握して、早目に準備に取り掛かりましょう。

□　影響が生じる事務の洗い出し、業務手順の見直し

□　区分記載請求書から適格請求書への段階的な対応

□　軽減税率制度に対応したレジの導入・改修

□　会計システムや受発注システム等の導入・改修・入替

□　補助金交付の申請手続き

→　具体的な申請手続きについてのお問い合わせについては、軽減税率対策補助金事務局コールセンター【電話：0570-081-222】にご相談ください。
　中小企業・小規模事業者等の皆様の負担に配慮して、レジ・システムのベンダーなどによる代理申請制度も用意されています。

準備が必要な事項

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分ができるか、実際に確認してみましょう。

□ 売上・仕入商品につき、税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

→ 判断に迷ったり、分からないことがある場合には、上記の「ステップ1」と同様に、軽減コールセンター（又は最寄りの税務署）へご相談ください。

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの準備テストはお済みですか？

□ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）

□ 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）

□ 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）

□ 導入・改修等したレジ・受発注システムの動作準備テスト

→ 補助金の交付申請手続きはお済みですか？（補助金の事業終了は 2019 年9月 30 日、申請受付期限は 2019 年 12 月 16 日）

ステップ5 いよいよ制度の実施に向けて、本格的な準備をしましょう。

□ 商品毎の税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）

□ 値札の付け替え、価格表示の変更準備など

□ 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

→ 見逃した準備はないか、もう一度確認してみましょう！

参考 準備が間に合わなかった中小事業者の方でも、以下の要件等に該当する場合には、税額計算の特例を受けることができます。

□ 売上げ（又は仕入れ）を税率ごとに区分することが困難

→ 上記の国税庁ホームページ（【URL】https://www.nta.go.jp/）をご覧いただくか、軽減コールセンター（又は最寄りの税務署）へご相談ください。

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が５，０００万円以下の事業者をいいます。

地域未来投資促進法に基づく埼玉県計画の御案内

県では市町村とともに、地域経済の核となる事業者の皆さまを応援し、**「埼玉県の稼ぐ力」**を強化していくため未来法に基づき、3つの基本計画を策定いたしました。

現在、基本計画に基づいて企業などが行う**「地域経済牽引事業計画」**の申請を受け付けています。

先進性のある計画が承認されますと、設備投資に対する減税などの支援措置が受けられる場合がありますので、早めに御相談ください。

新築、増築、生産ラインの増設、設備導入など

経済産業省
未来法HP

地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かした成長性の高い分野への取組 に政策資源を集中投資することで、地域の稼ぐ力の好循環を実現していきます。

地域未来投資促進法のスキーム

受付中

国
法
基本方針

①協議 ②同意

県と市町村
基本計画

③県へ申請 ④承認

事業者（企業など）
地域経済牽引事業計画

埼玉県基本計画HP

計画期間

①・② 基本計画 ：平成29年12月22日～35年3月31日
③ 基本計画 ：平成30年 3月28日～35年3月31日

主な支援策

◆減税措置※
（2000万以上の設備投資）
◆補助金審査の優遇 など

※機械・装置等（詳細裏面参照）
40%特別償却 or 4%税額控除
建物等
20%特別償却 or 2%税額控除

① 埼玉県基本計画（県全域）

対象分野 **○成長ものづくり分野**
（製造業全般、食料品製造業、物流関連業）

② 埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画

対象区域（13市町）：川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町、吉見町、鳩山町

対象分野 **○第4次産業革命分野**
（大学などのIoT、AI、ビッグデータの知見を活用して生産性改革・新事業に取り組む事業者など）
○成長ものづくり分野
（ロボット、航空宇宙、輸送用機械器具製造業や関連産業など）

③ 埼玉県熊谷市基本計画（熊谷市）

対象分野 **○スポーツ・観光・まちづくり分野**※1
○医療・ヘルスケア関連分野
○農林水産・地域商社分野※2
○流通関連分野※3

※1 ラグビーワールドカップ2019™の会場となる熊谷スポーツ文化公園との関連付けが必要
※2 生産が盛んな小麦、やまといも、にんじん等の特産物の活用が必要（6次産業化に取り組む事業者など）
※3 熊谷流通センターを活用して、新規立地、または事業拡大に取り組む事業者など
↑ 詳しくは熊谷市にお問い合わせください。

※①～③のいずれも**地域特性の活用や、事業の実施による経済的効果などの条件**があります。
詳しくはHPを御覧いただくか裏面「県未来法総合窓口」までお問い合わせください ➡

地域未来投資促進税制（課税の特例）の活用について

地域の強み（成長ものづくり）を活かした先進的な事業に関わる設備投資をすると
下記２ステップ（①②）を経て法人税又は所得税の減税措置が受けられる場合があります。

- **ステップ①　県知事が地域経済牽引事業として承認する。**
- **ステップ②　国の審査委員会が先進性を認める。**

対象期間	平成31年3月31日までに建物・設備等を取得したもの。
要件	下記のいずれかを有すること。 ① 開発又は生産する製品の先進性 ② 開発又は提供する役務の先進性 ③ 製品の生産又は販売の方式の先進性 ④ 役務の提供の方式の先進性
	総投資額が2,000万円以上であること。
	前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること。 （地方自治体が事業者として参画する場合を除く。）
	対象事業の売上高伸び率（%） ≧ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率（%）＋5%かつ 対象事業の売上高伸び率（%）がゼロを上回ることを満たしていること。
支援内容	（1） 機械・装置等 ： 40%特別償却 又は 4%税額控除 （2） 建物等 ： 20%特別償却 又は 2%税額控除

≪注意点≫

1. 建物等については、「着工日」の前日までに、地域経済牽引事業計画の県知事承認を得る必要があります。
   ※工事着工日については工事請負契約書等により確認させていただきます。
   工事の内容によって着工日の捉え方が変わる場合がありますので、早めにお問い合わせください。
2. 設備等について、監督官庁の許認可を要するものなどは取得日と供用開始日の異なる場合があります。
   供用開始日を以て取得とみなす場合もありますので御注意ください。
   ※取得日や供用開始日の取扱いは税務署の判断となります。御心配な場合は事前に御確認ください。

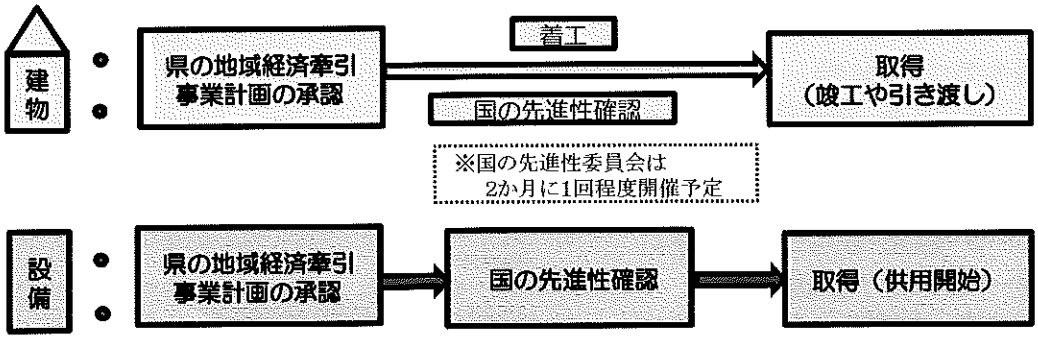

お問い合わせは・詳細は　埼玉県産業労働部　企業立地課
未来法総合窓口
TEL：048-830-3900 または3748　MAIL：a3900-01@pref.saitama.lg.jp
※熊谷市計画に関することは、熊谷市商工業振興課　企業立地係まで　TEL：048-524-1470

平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8％から10％に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8％）の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新　聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週２回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

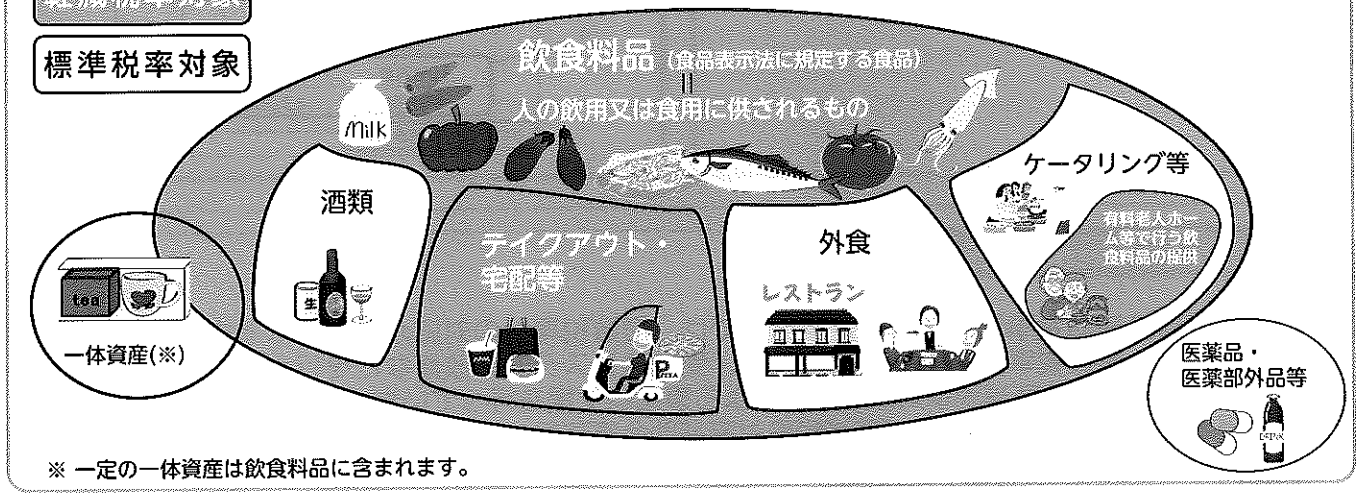

※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ

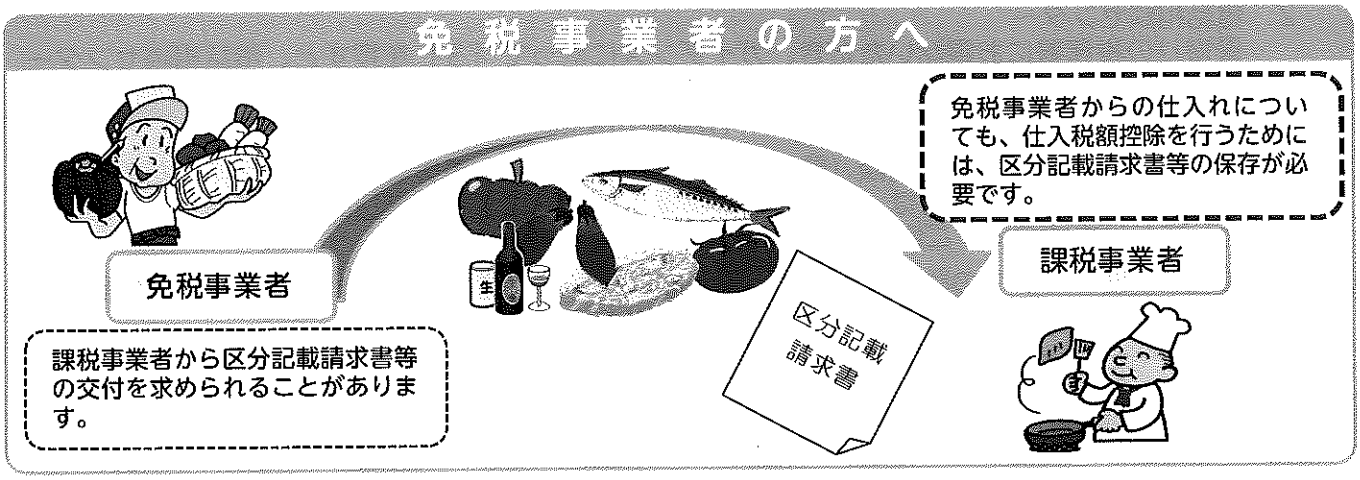

〈平成29年12月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
② 課税仕入れを行った年月日
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）

XX年 月	日	摘要		税区分	借方（円）
11	30	△△商事㈱	11月分 日用品	10％	88,000
11	30	△△商事㈱	11月分 食料品	8％	43,200
②		①	③		④

《請求書の記載例》

① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

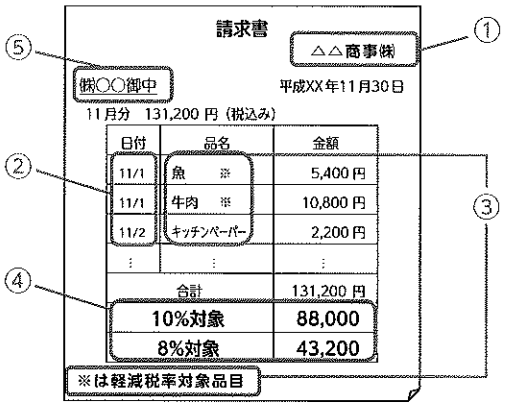

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【ＵＲＬ】 http://kzt-hojo.jp
【専用ダイヤル】０５７０－０８１－２２２
【受 付 時 間】9：００～１７：００ （土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

○ 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

1．消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】０５７０－０３０－４５６
【受 付 時 間】9：００～１７：００ （土日祝除く）

2．電話相談センター
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

○ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○ 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

ＱＲコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

平成30年8月

各　位

株式会社ぎょうせい

「税務六法＜平成30年版＞／日本税理士会連合会 編集」他の御案内

謹啓　時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

標記図書が今年も発行されました。本図書は、日本税理士会連合会編集による唯一の税務六法で、税務の現場で最も使われている六法です。

つきましては、以下のとおり御案内をしますので、下記の要領にてお申し込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬　具

記

◎申 込 方 法：この用紙をそのままＦＡＸしてお申し込みください。
◎納 本 方 法：発刊されましたらご予約順に弊社から直送いたします（送料弊社負担）。
◎支 払 方 法：弊社から振込用紙をお送りいたします（振込手数料不要）。

申込FAX番号　029―303―2382

	図　書　名	編著者名	定価	特別価格	申込部数
1	税務六法　平成30年版	日本税理士会連合会	12,204円	１０，９８４円	部
2	〃　法令編のみ	日本税理士会連合会	6,372円	５，７３５円	部
	〃　通達編のみ	日本税理士会連合会	5,832円	５，２４９円	部
3	クマオーの消費税ﾄﾗﾌﾞﾙﾊﾞｽﾀｰⅡ	税理士　熊王征秀	2,808円	２，５２７円	部

≪ご送本・ご請求先≫　お支払区分：私費・社費	お申込年月日：平成　30　年　月　日
ﾌﾘｶﾞﾅ お名前 （事務所名）	ご担当者：
ご 住 所 （送付先）	〒
TEL	TEL：　（　　）

下記「個人情報の取り扱いについて」に同意し、上記のとおり申し込みます。

※本申込書によるお申込みに限り、送料弊社負担とさせていただきます。
※この申込用紙は書店では取り扱いできません。

■個人情報の取り扱いについて
【利用目的】ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等の商品の案内に利用させていただきます。
【第三者提供】お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。
【委託】利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。
【個人情報提供の任意性】個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。
【開示等の求めに応じる手続】利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止及び消去をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。
【個人情報相談窓口】株式会社ぎょうせい　出版営業部　営業課　電話03-6892-6562　受付時間　平日9時～17時　【個人情報保護管理者】情報管理担当執行役員

◆お申込み・お問い合わせ◆

株式会社ぎょうせい

〒136-8575　東京都江東区新木場1-18-11
関東支社　出版営業課（担当：吉井）電話：03-6892-6231

6月同時刊行!!

税務六法

平成30年版
法令編
通達編
WEBサービス付

日本税理士会連合会 編集

法令編:A5判・定価(本体5,900円+税)送料610円
通達編:A5判・定価(本体5,400円+税)送料460円
※送料は平成30年3月時点の料金です。

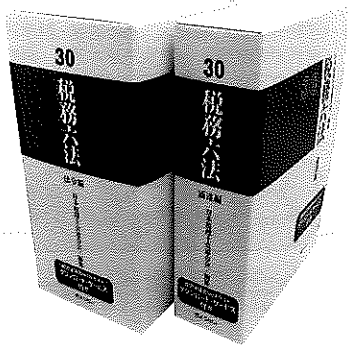

※本のデザインは変更する場合があります。

今年版はさらに使いやすく!

❶『通達編』を横書き表記に変更。
❷ WEBサービスをタブレットでも使いやすく。
❸ 今年版もWEBサービスは改正情報を盛り込んで10月に更新。

❶『通達編』を横書き表記に変更

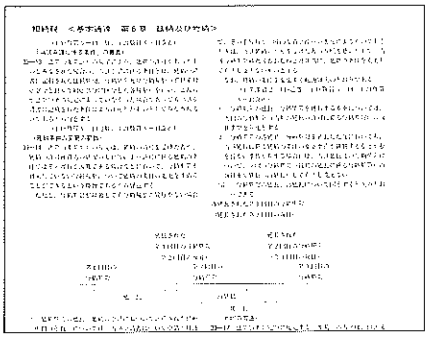
※組見本

☑横書きの国税庁通達集を見やすく編集
☑算式や表がひと目で分かる!

❷WEBサービスがタブレットでも閲覧可能に!

☑条文のプリントアウトはPCから、外出時に内容を見たいときはタブレットから…と使いわけできて便利!

❸WEBサービスは6月先行公開と10月更新!

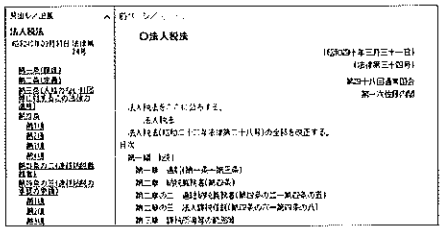
※法令編画面サンプル

☑WEBサービスの公開は書籍発刊時(6月)とその後の改正情報を盛り込んで、10月に更新
☑書籍に先駆けた先行公開(6月)を今年も実施

ともに未来へ 125th anniversary 株式会社ぎょうせい

「法令編」主要目次

Ⅰ巻

〈通　則〉・国税通則法／令／則・国外送金調書法／令／則・国税徴収法／令／則
〈直接税〉・所得税法／令／則・法人税法／令／則・地方法人税法／令／則・耐用年数省令・電子保存法／則・相続税法／令／則
〈消費税等〉・消費税法／令／則・印紙税法／令／則・登免法／令／則・内国消費税徴収法／令／則
〈地方税〉・地方税法／令／則・地方法人特別税法／令／則

Ⅱ巻

〈租税特別措置等〉・租税特別措置法／令／則・租特透明化法／令／則・災害減免法／令
〈付録〉・税理士法・その他
※WEBサービス収録法令・日本国憲法・民法・会社法・行政事件訴訟法・行政不服審査法・番号法・産業競争力強化法・行政不服審査法・経営力強化法・東日本大震災特例法／令／則・租税条約実施特例法／令／則　ほか

「通達編」主要目次

〈通則法関係〉・国税通則法基本通達・国税通則法個別通達
〈所得税関係〉・所得税基本通達・所得税個別通達・災害減免通達・措置法取扱通達
〈法人税関係〉・法人税基本通達・連結納税基本通達・法人税個別通達・措置法基本通達
〈耐用年数関係〉・耐用年数通達
〈相続税関係〉・相続税法基本通達・財産評価基本通達・財産評価個別通達・措置法取扱通達
〈消費税等関係〉・消費税法基本通達・消費税個別通達・印紙税法基本通達・印紙税個別通達
〈地方税関係〉・地方税法施行通達(道府県税関係)・地方税法施行通達(市町村税関係)・地方税個別通達
〈附録〉・税理士法基本通達・税理士法個別通達

平成30年度 税制改正 ～主な改正～

○所得税…基礎控除・給与所得控除・公的年金等控除の見直し
○法人税…所得拡大促進税制・設備投資税制の拡充
○相続税…事業承継税制の特例の創設、小規模宅地特例の見直し
○納税環境整備…電子申告の義務化、観光旅客税、森林環境税の創設

どこにも負けない読みやすさと正確さ

●主要法令は、自慢の立体編集&2色刷り（立体編集でない箇所も参照条文が充実）

→ 法律条文から、いちいち政令・施行規則等のページを探しにいかなくてよい

お客さまの声
～税理士法人に勤務されている税理士様
「該当する部分にマーカーを引いて使っています。法・令・則と並んでいるため、問題となる部分を体系的にピックアップできて大変使いやすい。

●条文の正確さ

→ 日本でもっとも正確かつ権威ある総合法規集「現行日本法規」（法務省/編集）に拠る内容

→ 日本税理士会連合会の責任編集による唯一の六法

お客さまの声
～日本税理士会連合会役員様
「申告書提出前の最終確認に税務六法を職員に添付してもらっている」

●索引の充実

→ 主要法令の条文検索に便利な索引付き!

立体編集とは…

▼主要法令は二色刷
法律は政令、省令と区別しやすいように色刷りにしました。

▼検索の手間を省く能率的な編集
各法条ごとに関連する政令、省令を一覧式に収録し検索の手間を省きました。

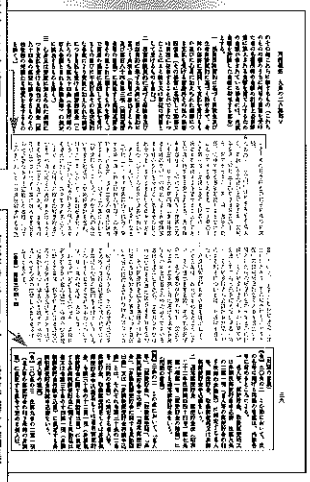

「法令編」内容見本（縮小）

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール（通話無料）電話受付時間：平日9時から17時
TEL：0120-953-431　FAX：0120-953-495
WEBサイト URL：https://shop.gyosei.jp

■個人情報の取り扱いについて
【利用目的】ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。
【第三者提供】お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。
【委託】利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。
【個人情報提供の任意性】個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。
【開示等の求めに応じる手続】利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。
【個人情報相談窓口】株式会社ぎょうせい　出版営業部　営業課　電話03-6892-6562　受付時間　平日9時～17時
【個人情報保護管理者】情報管理担当執行役員

プライバシーマーク 24000333

－－－

消費税実務の第一人者による 10年ぶりの待望の第二弾!!

クマオーの消費税トラブル・バスターII

税理士 熊王征秀［著］

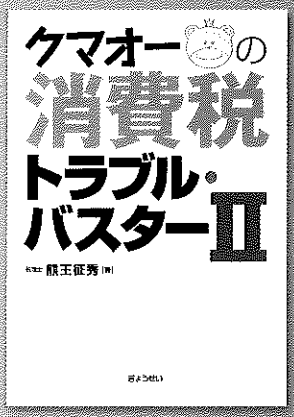

本書の特色

◆**対話形式により読みやすさ&分かりやすさを追求した実践書**

⇒月刊「税理」の好評連載「クマオーの消費税トラブル・バスターリターンズ!」（平成24年4月号から30年3月号までの6年間）の内容を整理したうえで図表を加えたり加筆した第二弾です。

◆**複雑難解な規制措置※でトラブルとなるポイントを撲滅**

※調整対象固定資産、特定新規成立法人、高額特定資産……等々

◆**軽減税率、インボイス導入で予測されるトラブルも防止**

⇒国税庁の解説などの最新情報をもとに制度改正の経緯をひも解き、トラブルの原因や対策をきっちり抑えます。

A5判・定価（本体2,600円＋税）送料300円 ［電子版］本体2,600円＋税

※送料は2018年3月時点の料金です。※電子版はぎょうせいオンライン（https://shop.gyosei.jp）からご注文ください。

ともに未来へ 125th anniversary 株式会社ぎょうせい

はじめにより

我々実務家は基幹税となる消費税と付き合わないわけにはいきません。どんなにわかりずらい税制であろうとも、失敗するわけにはいかないのです!

決して堅苦しい書物ではありませんので、お気軽に、興味のあるところからお読みください。本書が、会計事務所の職員や企業の経理担当者の方々のトラブル防止に役立てば、これに勝る喜びはありません。

目次

第1章 永田町を斬る!
～二度にわたる増税延期の挙句に軽減税率制度…この国はどうなっちゃってんの?

1 諸外国の軽減税率制度／2 ほんとにやるの? 軽減税率／3 スポーツ新聞は生活必需品なのか?／4 ○○の"活き造り"は軽減税率になるか?／5 インボイスは本当に必要なのか(1)／6 インボイスは本当に必要なのか(2)／7 インボイスは本当に必要なのか(3)／8 今こそ租税教育を!／9 転嫁対策法って、なんだ?(1)／10 転嫁対策法って、なんだ?(2)／11 医療費のゼロ税率と輸出補助金制度／12 朝三暮四～衆議院の解散を受けて

第2章 課税区分トラブルを討つ!
～消費税のターゲットとなる取引とは?

1 契約と異なる不動産の賃貸／2 DFS

第3章 納税義務者トラブルを撃つ!
～奇妙奇天烈! NO!? 「税」義務者は誰だ?

1 新規開業の日って、いつなんだろう?／2 届出書の履歴には、要注意!(1)／3 届出書の履歴には、要注意!(2)／4 チェックマークってなんだ?／5 平成23年度改正による納税義務判定／6 届出書の取り下げはできるか?／7 法人成りに注意する!／8 合併法人の納税義務と仕入税額控除／9 グループ法人税制と消費税／10 分割の確定と消費税の納税義務(1)／11 分割の確定と消費税の納税義務(2)／12 分割の確定と消費税の納税義務(3)／13 特定新規設立法人ってなんだ?(1)／14 特定新規設立法人ってなんだ?(2)／15 新規設立法人って、なんだ?

第4章 仕入税額控除トラブルを粉砕する!
～複雑怪奇! 仕入税額控除制度

1 95%ルールの改正はココに注意!／2 小規模関与先も影響アリ!? 95%ルールの改正／3 非課税売上高が預金利子しかない場合の用途区分(1)／4 非課税売上高が預金利子しかない場合の用途区分(2)／5 リサイクル預託金／6 課税売上割合に準ずる割合／7 社宅使用料収入の相殺／8 原状回復費用の用途区分／9 用途未定の賃貸物件は、どうなる?／10 土地造成費の用途区分はどうなる?／11 個別対応方式の適用要件／12 高額特定資産を取得した場合の特例(1)／13 高額特定資産を取得した場合の特例(2)／14 アーカイブ～自販機作戦!／15 高額特定資産の取得でも3年縛りがない?／16 高額特定資産と事業者免税点の関係／17 旧3年縛りと新3年縛り／18 造成土地は高額特定資産に該当するか?

第5章 申告納付・国際電子商取引・その他のトラブルも撲滅する!
～消費税の落とし穴は税額計算だけではありません!

1 中間申告制度(1)／2 中間申告制度(2)／3 国際電子商取引(1)／4 国際電子商取引(2)／5 リバースチャージと会計処理／6 個人事業者の経理処理／7 期間短縮制度と届出書の提出期限／8 事務運営指針と中小企業対策／9 罰則規定の強化

著者プロフィール

熊王 征秀(くまおう まさひで)
税理士・大原大学院大学教授

昭和59年 学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設、平成6年 税理士登録、現在東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、東京地方税理士会税法研究所研究員、日本税務会計学会委員

商品に関するご照会・お申し込みは フリーコール(通話料無料) 電話受付時間:平日9時から17時 TEL:0120-953-431 FAX:0120-953-495 Webサイト URL:https://shop.gyosei.jp

※電子版は「ぎょうせいオンライン」(https://shop.gyosei.jp)からご注文ください。閲覧には無料の専用アプリが必要です。ぎょうせいオンライン 検索

■個人情報の取り扱いについて
【利用目的】ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。
【第三者提供】お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。
【委託】利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。
【個人情報提供の任意性】個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。
【開示等の求めに応じる手続】利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。
【個人情報相談窓口】株式会社ぎょうせい 出版営業部 営業課 電話03-6892-6562 受付時間 平日9時～17時
【個人情報保護管理者】情報管理担当執行役員

プライバシーマーク 21000950

キリトリ線

申込書

上記「個人情報の取り扱いについて」に同意し、下記図書を申し込みます。 平成 年 月 日

クマオーの消費税トラブル・バスターII 部
A5判・定価(本体2,600円+税)送料300円 コード 5108407-00000 消費税トラブルII

お届け先ご住所	〒 － 都道府県		
(フリガナ)お名前	(ご担当部署名: ご担当者名: 印)		
TEL	－ －	e-mail	@
お得意様No.	(ご存知の場合はご記入ください)	支払費	□公費 □社費 □私費

※送料は2018年3月時点の料金です。

●弊社使用欄

ともに未来へ 125th anniversary

株式会社ぎょうせい
〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11
TEL:0120-953-431/FAX:0120-953-495
URL:https://shop.gyosei.jp

(2018.3) ISBN978-4-324-10474-3 コード 5108407-00000 消費税トラブルII